

基本方針1及び基本方針2の施策・事業については、事業内容の自己評価に加え、子ども・若者から評価を受けるため、子ども・若者の権利にかかわる取組予定を追加した。
次年度は、子ども・若者の権利にかかわる取組み予定の中から子ども・若者の評価を受ける事業を子ども・若者審議会専門部会が選定する予定。

施策・事業		内容	子ども 条例	若者 対象	新規 拡充	担当課	令和7年度取組予定(1)事業内容	令和7年度取組予定(2)子ども・若者の権利に関わる取組 特に、子ども・若者の権利の視点からの施策評価を行う事業について、以下の点を記載 ①事業実施にあたり、子ども・若者の意見を取り入れたり反映する予定があるか (どのように意見を聞き、反映するか) ②子ども・若者に事業を知ってもらうために、広報・周知をどのように行う予定か (工夫する点も記載) ③この事業を行うことによる子ども・若者への影響をどのように確認するか。 (実施後アンケートや実施後に意見をもらうなど、手法を記載)
【基本方針1】子どもの主体的な参加ですめる								
1ー1 子どもの権利の尊重								
1	子どもの権利を守る 仕組みと体制の充実 ＜重点＞	子どもの権利擁護に関する小・中学校の出張授業や、機関紙や副読本等の発行により、子ども条例の普及啓発等に努める。 子どもの権利侵害があった場合に実態の調査・提言等の権限を持って子どもに寄り添った対応をする子どもの権利擁護委員の支援体制の充実を図る。	⑨ ⑮ ～ ⑳			子育て支援課	・市立小・中学校の児童生徒を対象に子どもの権利擁護委員等を講師とした出張授業を行う。 ・出張授業を行った市立小・中学校の昼の放送で子どもの権利擁護委員からメッセージを放送。 ・機関紙（ほっとルーム通信）を子どもに読みやすい内容となるよう掛け、市内在住の全小・中学生に配布するほか、市内の高等学校や公共施設等に配布する。 ・子どもを含めた市民へ啓発品を配布し事業の周知を進める。 ・市報・ホームページをはじめSNS等の広報媒体を活用し、効果的な情報発信に努める。 ・市ホームページ（キッズページ）で子ども向けに情報発信。 ・子ども条例市民講座を開催するほか、ルビナスまつりなどのイベントに参加することで市民に対し広く普及啓発を行う。 ・子育てハンドブックに啓発のページを設ける。 ・普及啓発の課題を整理するため、認知度等に関するアンケートを実施する。	①昨年度実施したアンケート結果を今年度の事業に生かしていく。 ②機関紙（ほっとルーム通信）等の作成の際は、イラストを多用するなど親しみやすい工夫をし、小学6年生までに学習する漢字を使用し漢字にはふりがなをつけて作成し、子どもの読みやすいものを目指す。 市ホームページ（キッズページ）での子ども向けにイラストなどを用いた情報発信。 ③出張授業の後に、感想文を書いてもらい、今後の出張授業に生かす。 年度末に子どもにアンケートを実施し、次年度以降の事業に生かす。
2	子ども・若者の意見 表明の機会の充実 ＜重点＞	アンケート調査やヒアリング調査、意見交換会等子ども・若者の意見を聞く場を設ける。 子ども・若者の意見を市の取組に反映することに努め、反映した内容などを子ども・若者に伝え、共有する。	⑬	○	新規	子育て支援課 子育て支援課 （企画政策課） 関係各課 （企画政策課） 関係各課 （公共マネジメント課） 関係各課 （高齢者支援課） 関係各課 （幼児教育・保育課） 関係各課 （児童青少年課） 関係各課 （文化振興課）	・ワイワイトーク（子ども会議）を実施し、子どもに関する市の施策について、子どもからの意見（評価）を聞く場を設ける。 ・「子ども施策に対する子どもの意見を得るための手引」の改訂をする。また手引に基づき、職員を対象とした研修を実施し、各課が子どもの意見を得る機会を設ける際の参考にしてもらう。 ・若者ミーティング 若者の視点や行動力を市の取組に反映するため、若手職員とともに若者に求められる市の取組を検討する。 ・学校教育を通じた総合計画（子ども版）の普及・啓発 市内小学校において、総合計画（子ども版）を扱った授業を実施する。子どもたちに、総合計画を知ってもらうきっかけとすること、子どもたちが、まちづくりを考える一助とすること、子どもたちから「将来どんなまちにしたいか」という意見もらうこと、子どもたちの意見を次期計画策定時に活用することを目的としている、 市内中学校への出前授業を実施し、『田無第三中学校周辺エリア』を子どもが学び、遊べる居場所としつつ、色々な世代の人が交流できる仕組みをグループ検討を通じて考える。 認知症について、若年層に理解してもらうため、お祭り「オレンジフェス」を開催する。「認知症を知るきっかけ作り」「認知症の正しい理解」「認知症のある方の社会参加」をテーマに、「認知症を知るきっかけづくり」について、武蔵野大学の学生と企画・立案、実施する。 保育園での日常の遊び・活動等を決める際の、園児による自由な意見交換を行う。 田無柳沢児童センターの改修について、中高生特化型児童館として機能を持たせるために、ワークショップ形式等で中高生委員に、機能案を検討予定 イベントの企画・運営の検討資料として、イベントの満足度等を把握するアンケート調査を行う。	・ワイワイトーク ①昨年度の意見を参考に今年度も開催し、日程を3日間から2日間へ短縮した。 ②市報、市SNSでの広報の他に、市立小・中学校、ASTA、及び市内高校へのポスター掲示・チラシ配付依頼など、多くの子どもに募集を認識してもらえるような広報を行った。 ③実施後アンケートやフィードバック資料への感想をもらう。 ・「子ども施策に対する子どもの意見を得るための手引」 庁内研修のため、子どもの視点での取組評価をしていない。 ①若者の視点や行動力を市の取組に反映するため、若手職員とともに若者に求められる市の取組を検討する。 ②若者ミーティングのこれまでの参加者や各課でのつながりを通じた案内、各種イベントでのチラシ配布、市SNSでの広報 など ③次の若者ミーティングでこれまでの振り返りを実施している ①子どもたちの意見を、次期計画策定時に活用する。 ②なし ③検討中 ①田無第三中学校周辺エリア構想へ反映 ②学校長からの要望による実施、フィードバックを通信形式で学校へ配布するとともに、キッズページで公開予定 ③なし ①なし ②市内公共施設や市掲示板へのチラシ・ポスター掲示、市報・HP・SNSにて周知、市内近隣小中学校へのチラシ配布 ③なし ①保育園での毎日の活動の決定、散歩先の決定 ②（連絡帳やクラスだより等で保護者等へ報告） ③なし ①改修状況を共有しHPに掲載、田無柳沢児童センターの改修に反映 ②各児童館でポスター等掲載 ③なし ①今後の事業の実施の際に反映予定 ②イベント開催時にアンケート依頼 ③なし

施策・事業			内容	子ども 条例	若者 対象	新規 拡充	担当課	令和7年度取組予定(1)事業内容	令和7年度取組予定(2)子ども・若者の権利に関わる取組 特に、子ども・若者の権利の視点からの施策評価を行う事業について、以下の点を記載 ①事業実施にあたり、子ども・若者の意見を取り入れたり反映する予定があるか （どのように意見を聞き、反映するか） ②子ども・若者に事業を知ってもらうために、広報・周知をどのように行う予定か （工夫する点も記載） ③この事業を行うことによる子ども・若者への影響をどのように確認するか。 （実施後アンケートや実施後に意見をもらうなど、手法を記載）	
	2	子ども・若者の意見 表明の機会の充実 ＜重点＞	アンケート調査やヒアリング調査、意見交換会等子ども・若者の意見を聞く場を設ける。 子ども・若者の意見を市の取組に反映することに努め、反映した内容などを子ども・若者に伝え、共有する。	⑬	○	新規	関係各課（スポーツ振興課）	幼少期の子どもたちに必要な動作や技能をボールを使った運動・あそびを中心に楽しく習得できるイベント「あそびバ！」を実施し、実施後にアンケートを行う。	①今後の実施する事業へ反映 ②スポーツ施設でのチラシ配布 スポーツセンター、総合体育館、きらっと各施設のLINEでの周知 ③なし	
							関係各課（教育指導課）	（仮称）西東京市特別支援教育推進計画アンケートとして、西東京市の特別支援教育について小・中学生に聞き取る。	①計画に反映 ②学校を経由して周知する。（保護者へはメールで配信） ③なし	
							関係各課（教育支援課）	スキップ教室（教育支援センター）に通室している児童・生徒に対して、スキップ教室で過ごした1年を振り返ってのアンケート調査を実施する。	①スキップ教室の事業運営に反映させる。 ②スキップ教室指導員より対象者へ配布するため、全体周知なし。 ③なし	
							関係各課（社会教育課）	・下野谷遺跡の史跡指定10周年を記念したシンポジウムの企画について意見をまとめ、シンポジウム当日の運営にも参加してもらう。 ・将来建設を考えている地域博物館に関する意見を集めるため、ワークショップを行う。詳細な手法は未定。	・シンポジウム ①下野谷遺跡を活用した教育、まちづくりの施策や計画に反映する。 ②これまでの下野谷遺跡や文化財に関わる活動の参加団体や個人に個別声掛け、したのやムらびとへの声掛け、市報で公募 ③なし ・地域博物館 ①構想・計画に反映 ②これまでの下野谷遺跡に関わる活動の参加団体や個人に個別声掛け ③なし	
	3	子どもの権利擁護 のための啓発と広報の 充実	市報やホームページ等での広報及び市内小・中学校の児童・生徒を対象にした出張授業を通じて、子ども条例及び子どもの権利擁護について普及啓発を行う。 職員・教員や市民への研修会の開催、情報提供及び広報活動に努める。	⑥ ⑦ ⑭			子育て支援課	・市立小・中学校の児童生徒を対象に子どもの権利擁護委員等を講師とした出張授業を行う。 ・出張授業を行った市立小・中学校の昼の放送で子どもの権利擁護委員からメッセージを放送。 ・市報・ホームページをはじめSNS等の広報媒体を活用し、効果的な情報発信に努める。 ・市ホームページ（キッズページ）で子ども向けに情報発信。 ・子ども条例市民講座を開催するほか、ルビナスまつりなどのイベントに参加することで市民に対し広く普及啓発を行う。 ・子育てハンドブックに啓発のページを設ける。 ・子どもを含めた市民への啓発品を配布する。 ・年度末に子ども、教員対象のアンケートを実施する。	①昨年度実施したアンケート結果を今年度の事業に生かしていく。 ②事業内容に記載のとおり周知する。 ③出張授業の後に子どもに感想を書いてもらい、今後の出張授業に生かす。 年度末に子どもにアンケートを実施し、次年度以降の事業に生かす。	
							教育指導課	人権教育推進委員会を開催し、東京都教育委員会が発行している「人権教育プログラム」の意義等について周知する。委員会で人権課題に向けての取り組み等を情報共有する。	①児童・生徒が記入した西東京あったか先生アンケートの結果をもとに、各校の課題について周知し、改善策に向けて各校毎に取り組む、	
	4	人として権利を尊重 する教育の推進	外国人や障害者・高齢者、性的マイノリティなど、お互いの違いを認め合う意識を育む教育の推進と、すべての教育活動を通じた人権・障害者理解の取組を地域や学校で推進する。 関係部署の連携を強化し、各学校に中核となる教員を育成する研修実施等を推進していく。	⑥ ⑭	○		協働コミュニケーション課	性的マイノリティに関する理解促進リーフレットを作成し中学校に配布する。	①昨年度作成したものを改めて配布するため意見を聞く予定はなし。 ②学校から配布することで、幅広く周知することができる。 ③自身の性のありかたを考える時期である中学生に配布することで、理解促進につながる。	
							教育指導課	人権教育推進委員を中心に、すべての教育活動を通じた人権・障害者理解や西東京あったか先生の取組等を地域や学校で推進する。 関係部署を連携し、外部講師などの活用も行う。	①なし ②西東京あったか先生のポスターを各学校の教室などに貼り、引き続き普及啓発を図る。 ③なし	
	1-2 子ども・若者参画の推進									
	1-2-1 子ども・若者の参画の推進									
		1	子ども参画による事業運営の推進 ＜重点＞	公共施設における事業企画・運営や、子どもの利用施設における利用方法の検討などにおいて、子どもの参画の機会を推進する。 子どもの利用施設について、利用環境や事業内容等を定期的に評価し、改善提案等を行う子どもへの調査と意見反映を推進する。	⑬			児童青少年課	中高生年代プロジェクトや中高生特化型児童館準備会開催し、事業企画・運営や児童館機能について検討する機会を推進する。イベント等の参画の機会や利用環境及び検討の機会を推進する。	①事前に中高生スタッフを募集し、企画・運営を検討してもらう ②市報やHPでの広報や、学校にチラシ・ポスターを掲載を予定 ③なし
								幼児教育・保育課	子どもたちの意見を反映させた園行事を実施する。	①保育士が子どもたちから意見を聴取し、聴取した意見を反映させて園行事を実施する。 ②なし ③園行事実施後に子どもたちに意見・感想をもらう。
みどり公園課								公園施設等のリニューアルの際に、子どもも含めた利用者の意見を取り入れる。	①③説明会やアンケートにより子どもの意見を取り入れる。 ②近隣の学校や幼児保育施設への周知を行う。	
図書館								ヤングアダルト向け情報誌「CATCH」の共同編集	CATCHの共同編集では、お勤めの本や好きなイラスト、流行のカルチャー等について、若者の生の声を聞く機会ではあるが、市の事業企画・運営、施設における利用方法の検討などとは行っていない。また、施設の利用環境や事業内容等を評価し、改善提案等を考える場でもない。あくまでヤングアダルト世代に読書の楽しみを伝える手段として共同編集を行っているため、厳密には項目に該当しないと考える。	
2		まちづくり活動の機会の充実 ＜重点＞	事業企画・運営において、子ども・若者の参画を推進する。 まちづくり活動への参画を促すため、地域の自主的な活動の情報提供及び活動の場の提供などを行う。 オンライン上のつながりを含む若者の地域活動への参加促進や若者の活動団体との連携を図る。	⑬	○	新規	協働コミュニケーション課	市民協働企画提案事業U29チャレンジ部門補助金などを通じて、子ども・若者の自主的な活動を後押しするとともに、地域への参画を促す。市民協働推進センターゆめらぼを通じて、若者の交流事業や活動団体の支援を実施する。	①U29チャレンジ部門では、子ども・若者の提案を市が協働、サポートして事業化する ②学校へのチラシ等の配布 ③U29チャレンジ部門では企画に関わったスタッフへのアンケートも実施し、制度のあり方や市の対応についての意見を確認している。	

施策・事業			内容	子ども 条例	若者 対象	新規 拡充	担当課	令和7年度取組予定(1)事業内容	令和7年度取組予定(2)子ども・若者の権利に関わる取組 特に、子ども・若者の権利の観点からの施策評価を行う事業について、以下の点を記載 ①事業実施にあたり、子ども・若者の意見を取り入れたり反映する予定があるか （どのように意見を聞き、反映するか） ②子ども・若者に事業を知ってもらうために、広報・周知をどのように行う予定か （工夫する点も記載） ③この事業を行うことによる子ども・若者への影響をどのように確認するか。 （実施後アンケートや実施後に意見をもらうなど、手法を記載）
	2	まちづくり活動の機 会の充実　＜重点＞	事業企画・運営において、子ども・若者の参画を推進する。 まちづくり活動への参画を促すため、地域の自主的な活動の 情報提供及び活動の場の提供などを行う。 オンライン上のつながりを含む若者の地域活動への参加促進 や若者の活動団体との連携を図る。	⑬	○	新規	関係各課 （公民館）	中高生が企画する小学生向け防災講座を実施する。 説明会・準備会・企画会議を実施し、講座のテーマや内容・運営について公民館がバック アップする形で全て中高生の話し合いにより決定する。	①説明会・準備会・企画会議を実施し、講座のテーマや内容・運営に反映 ②近隣の中学校（４校）にチラシを配布する。 ③講座実施後に振り返りの回とアンケートを実施する。
		3	若者がチャレンジで きる環境づくりの検 討			○	新規 関係各課 （企画政策課）	子ども・若者施策推進部会を開催し、庁内で連携して経済支援策の検討を行う。 ・経済支援策の検討 若者ミーティングからの意見等を踏まえ、若者の経済的な不安軽減に向けた「若者のまち づくりへの参画」と支援を組み合わせ、将来のまちづくりに繋がる取組を検討する。	①なし（企画政策課実施の若者ミーティングからの意見を参考にする） ②なし ③なし ①施策に反映予定 ②なし ③未定
		4	子ども・若者向け情 報発信の充実			○	拡充 秘書広報課 子育て支援課 子育て支援課 （企画政策課） 児童青少年課 教育企画課	各課が行う子ども・若者向けの情報発信が充実するよう、研修や個別フォローアップを通じ て、市報、ホームページ、SNS等の広報媒体の効果的な活用方法の周知・啓発に努め る。 子ども・若者向けの情報発信について、各広報媒体の活用方法の検討を行う。 ・市報・ホームページをはじめSNS等の広報媒体を活用し、効果的な情報発信に努める。 ・市ホームページ（キッズページ）で子ども向けに情報発信。 ・若者向けPR動画の作成 若者向けPR動画を若者ミーティングの中で作成し、ASTAビジョンや市動画チャンネル等で 配信する。 子ども向けホームページや、子ども・若者向けの冊子やちらし等の広報を充実させると ともに、Wi-Fi環境を整備検討する。 「西東京の教育」や大学等連携事業を実施するにあたり、子どもが見やすい紙面、チラシ の作成に努める。	①なし ②なし ③なし ※各課のフォローアップが中心のため ①なし ②市報・ホームページ・SNS以外にも、対象となる年代の子どもが利用する施設（児童 館・児童センター、公民館、図書館など）にも場合にに応じてポスター掲示やチラシ配付を 依頼する。 ③なし ①若者ミーティングでの意見を反映する ②ASTAビジョンや市動画チャンネル等で配信 ③未定 ①～③なし ①～②なし ③大学等連携事業の実施にあたっては、参加者にアンケートを行う予定
	5	青少年育成会への支 援の充実	青少年育成会の活動支援とともに、相互の交流活動等を支援 することで、子ども同士や親も含めた地域社会との関わりを より広く体験できるようにする。				児童青少年課	各小学校区で地域活動をする育成会活動と、育成会が主体となって中学生ボランティアと 共に開催する歩け歩け会の支援を行う。	①なし ②育成会活動に対する子どもたちの参加を増やすため、学校向けに周知を行う。 ③歩け歩け会に中学生をボランティアとして参加させることにより、主体性の確立、社会 性を培う。
	6	様々な地域活動への 参加や体験の拡充	子ども・若者が地域の環境美化や福祉などのボランティア活 動や、主体的に取り組める活動への参加や、農業・スポー ツ等を通じて地域や人と関わる体験などの機会を拡充する。	④ ⑬	○	拡充	地域共生課	・「夏！体験ボランティア」の実施。 ・学校におけるボランティア活動のニーズ把握及び周知活動の実施。	・学校に対するアンケート調査により意見集約。 ・校長会での周知。
							スポーツ振興課	市民スポーツまつりをはじめ、各種大会事業、多摩六部の自治体で実施するスポーツ大会 など、幅広い世代が参加・交流できる場を提供する。 スポーツ施設で行っている水泳やサッカーなど各種教室の実施や、親子で参加できるイ ベントの開催など、就学前の子どもから小中学生まで参加できる事業を実施するとともに、 幅広い世代が参加・交流できる市民スポーツまつりなどを実施する。	スポーツ施設で行っている水泳やサッカーなど各種教室の実施や、親子で参加できるイ ベントの開催など、就学前の子どもから小中学生まで参加できる事業を実施するとともに、 幅広い世代が参加・交流できる市民スポーツまつりなどを実施する。
							産業振興課	・「親子で収穫祭」を実施予定　10月末親子で野菜の収穫体験予定 ・「農のアカデミー体験実習農園」に幼稚園・保育園・小学校単位で子どもたちが参加 （4月・5月・7月・9月・10月・11月実施予定）4月～7月枝豆の種まき、生育観察、収穫 （小学校１、幼稚園１）9月～11月（小学校２、保育園３予定）	・「親子で収穫祭」 ①なし ②市報とホームページにて募集 ③実施後アンケート ・「農のアカデミー体験実習農園」 ①～②なし ③実施後アンケート
	7	日本語を母語としない 子どもが集える事 業の運営	日本語を母語としない子どもが相談及び交流できる地域の拠 点（多文化キッズサロン）の運営を行う。	⑦		拡充	公民館	子どもや若者が参加できるボランティアや、地域の人と関わるができる事業を実施す る。	①講座の企画段階に関わってもらう事業を実施する。 ②公民館だよりや市ホームページ、SNSでの通常の広報に加えて、講座内容に応じて学校 の協力を得てチラシ配布やボランティア募集を実施する。 ③実施後アンケートにより子どもへの影響を確認する。
							文化振興課 教育指導課	日本語を母語としない子どもが学習、相談及び交流できる地域の拠点として運営する。 日本語を母語としない子どもを対象とした学習事業として、日本語学習及び教科学習支援 教室を実施する。 また、長期休暇時の補習教室・進学支援・生活学習支援・文化学習行事等も実施する。	①～③なし ①通室している児童・生徒の意見を取り入れながら、学習内容を決定している。 ②リーフレットやＨＰでの周知に加え、日本語適応指導員から指導を修了した児童・生徒 に対し、多文化キッズサロンへの通室を勧めている。 ③日本文化を学ぶための行事等に関して、スタッフが通室している児童・生徒に意見や感 想を聞き取って今後の運営の参考にしている。

施策・事業		内容	子ども 条例	若者 対象	新規 拡充	担当課	令和7年度取組予定(1)事業内容	令和7年度取組予定(2)子ども・若者の権利に関わる取組 特に、子ども・若者の権利の観点からの施策評価を行う事業について、以下の点を記載 ①事業実施にあたり、子ども・若者の意見を取り入れたり反映する予定があるか （どのように意見を聞き、反映するか） ②子ども・若者に事業を知ってもらうために、広報・周知をどのように行う予定か （工夫する点も記載） ③この事業を行うことによる子ども・若者への影響をどのように確認するか。 （実施後アンケートや実施後に意見をもらうなど、手法を記載）
1-2-2 居場所づくり								
1	子ども・若者の居場所の充実・推進	公共施設の余裕部分や未利用地等の有効活用を図るため、積極的に民間活力を活用し、子ども・若者の居場所の創出について検討する。 おとなの利用が中心となる公共施設における子ども・若者の居場所の併設や図書館での読み聞かせ活動、気軽に話ができる環境など、安心して自由に過ごせる場づくりを推進する。	⑫	○	拡充	公共施設マネジメント課	・保谷庁舎敷地活用事業 市が掲げる「子どもが『ど真ん中』のまちづくり」の施策推進に繋がるような子どもが健やかに育つための居場所や遊び場等の環境整備を目指す。	①住吉小学校で出前授業を実施し、基本方針へ意見を反映した。 ②・③公民連携事業のため、民間事業者が決定次第、検討する。
						総務課	・田無庁舎については、子どもが集まる場所の確保が困難であるため、クールシエアスポット継続等、子どもを含めた幅広い年齢層を対象者として検討する。	田無庁舎ロビーの活用
						地域共生課	・地域福祉コーディネーター事業 ・公共施設や社会福祉協議会の地域活動拠点を活用した居場所活動の推進や、子ども食堂の支援をする。 ・子どもに関する相談に対応していく。 ・子どもの居場所についての相談があった際は、市民主体の居場所活動実施を検討する。	①居場所活動の運営支援にあたり、参加している子どもの意見も聞き、運営者に伝える形で、活動に反映させていく。 ②居場所活動の広報を民生委員児童委員等を通じて行う。 ③相談に対応した活動を実施した場合は、活動実施後に相談者や参加した子どもから聞き取りを行い、その影響を確認する。
						児童青少年課	民間活力を活用し、子ども・若者の居場所の創出について検討する。	①中高生特化型児童館準備会を開催し、中高生委員を中心に武蔵野大学の大学生と子ども・若者の居場所を検討する。 ②HPでの周知（特化型児童館準備会専用ページを予定） ③中高生委員と引き続き準備会を開くことで意見等を聴取
						文化振興課	保谷こもれびホールのエントランスホールやコール田無のロビーをフリースペースとして開放、コール田無のコミュニティルームや西東京市民文化プラザの学習コーナーの運営など、子ども・若者の居場所づくりに引き続き取組む。	①施設管理者として、利用者の意見を聴取し対応する。 ②～③なし
						スポーツ振興課	屋内・屋外のスポーツ施設における個人開放事業（一部有料、種目の制限あり）を推進し、子どもや若者の居場所を提供する。	屋内・屋外のスポーツ施設で個人開放事業を行い、スポーツを楽しむきっかけづくりや、利用者がスポーツを通して交流を図るなど、気軽に楽しめて安心して過ごせる場所を提供する。
						みどり公園課	指定管理者による、子ども向けのイベントの実施	①③アンケートや感想による事業評価を行う。 ②SNS等で親から子どもへ伝えるような情報発信を行う
						公民館	気軽に集まったり学習したりできるロビー環境を整備し、維持する。	①③直接声を聞いたりアンケート用紙を設置して意見を聞く。 ②公民館ロビーの目的や利用方法について理解できるものを掲示する。
						図書館	各館でのおはなし会の実施	①なし ②市報・図書館ホームページ等 ③なし
2	子ども参画による遊び場づくりの推進	児童館・児童センターや公園等の遊び場の設置・改善や、児童館キャンプを子ども参加型ですすめ、子どもが遊びたいくなるような遊び場づくりを推進する。	⑫ ⑬			児童青少年課	第23回児童館キャンプを実施する。	①～③なし
						みどり公園課	下保谷四丁目特別緑地保全地区の参加型イベントの実施	①③アンケートにより子どもの意見をもらう ②近隣の学校や幼児保育施設への周知を行う。
3	ボール遊び等ができる身近な環境の有効活用の検討	西東京市公園改修計画に基づく公園などの設置・改善・遊具等改修を進めるとともに、身近にある公園や広場などで子どもが楽しく安全に、気軽に遊べる場を検討する。 子どもが放課後や休日に、公共施設や学校施設等でスポーツを楽しめる事業を推進する。	⑫		拡充	児童青少年課	学校施設の放課後等で利用できる時間帯を検討し、実施していく。	①～③なし
						スポーツ振興課	指定管理者による屋内・屋外のスポーツ施設における個人開放事業を実施し、ボール遊び等ができる環境を提供するなど、誰ががスポーツを楽しめるよう指定管理者と連携を図り事業を推進する。	屋内・屋外のスポーツ施設で個人開放事業を行い、ボール遊び等が出来る環境を提供する。
						みどり公園課	南町遊水池のボール遊び広場の整備	①③説明会やアンケートにより子どもの意見を取り入れる ②近隣の学校や幼児保育施設への周知を行う。
						社会教育課	・放課後子供教室事業 ・地域コーディネーターを中心として地域協力者を募り、校庭・体育館開放日の拡充を図る。	①欲しい遊具や壊れそうな遊具などを遊びの中で子ども達から聞き取りをして、修理を行う。 ②③なし
4	児童館機能の充実	乳幼児・障害のある子ども・中高生等の多様なニーズに応えるため、地域や役割ごとに機能を特化、充実する。 児童館における夜間開館事業や日曜開館事業、児童館ランチタイムを充実する。運営方法について、子どもの参画や民間活力を導入する。 子ども自身からの相談を受け止める児童館の特性を活かし、相談事業をより一層推進する。	⑫ ⑬			児童青少年課	児童館の再編整理及び学童クラブの過密化対策に向けた取り組みとして、公共施設等総合管理計画に基づく取り組みを進める。中高生特化型児童館準備会を開催し、児童館機能の希望を検討していく。	①～③なし
5	中高生・若者に特化した児童センター機能の充実	中高生の居場所や若者の拠点としての機能を付加した施設整備や中高生・若者に特化した事業を行う。 中高生や若者の企画・運営への参画を検討するとともに、学校外活動の情報提供、相談活動等を行う。機能の拡充と特化型児童センターのあり方を中高生委員と共に検討する。	⑫ ⑬	○	拡充	児童青少年課	児童館の再編整理及び学童クラブの過密化対策に向けた取り組みとして、公共施設等総合管理計画に基づく取り組みを進める。中高生特化型児童館準備会を開催し、児童館機能の希望を検討していく。	①中高生特化型児童館準備会を開催し、中高生委員を中心に武蔵野大学の大学生と子ども・若者の居場所を検討する。 ②HPでの周知（特化型児童館準備会専用ページを予定） ③中高生委員と引き続き準備会を開くことで意見等を聴取
6	学校等の活用による放課後等の居場所の充実	放課後子供教室事業、地域生涯学習事業、出前児童館との連携を図りながら、放課後や学校の授業開始前、学校休業中の子どもの安全・安心の活動拠点の充実を図る。 地域の育成会や関連団体、地域市民等の協力や参加を得ながら学校施設を活用し、学校を核とした地域全体で子どもが安心して集い、遊び・学べる場所の充実を図る。	⑫			児童青少年課	社会教育課及び学校施設開放運営協議会と連携し、放課後の居場所について検討する。	①～③なし
						社会教育課	・放課後子供教室事業 ・地域住民や学校施設開放運営協議会団体、図書館、東京都の専門人材等の協力を得て、放課後における子どもたちの学習・体験活動をはじめとして、居場所の充実を図る。	①今後の放課後子供教室の方向性を示していくために、市立小学校の児童生徒を対象に学校だよりに親と一緒に回答できるアンケート調査を行う。 ②③なし

施策・事業			内容	子ども条例	若者対象	新規拡充	担当課	令和7年度取組予定(1)事業内容	令和7年度取組予定(2)子ども・若者の権利に関わる取組 特に、子ども・若者の権利の視点からの施策評価を行う事業について、以下の点を記載 ①事業実施にあたり、子ども・若者の意見を取り入れたり反映する予定があるか (どのように意見を聞き、反映するか) ②子ども・若者に事業を知ってもらうために、広報・周知をどのように行う予定か (工夫する点も記載) ③この事業を行うことによる子ども・若者への影響をどのように確認するか。 (実施後アンケートや実施後に意見をもらうなど、手法を記載)
7	子ども・若者向けの文化芸術・スポーツの振興	市民まつり、市民文化祭、市民スポーツまつり、各施設の行事やイベント、音楽練習室の利用などを通じて、文化芸術・スポーツなどに親しみ、体験できる機会を充実する。	⑪	○	拡充	児童青少年課	各施設の文化芸術やスポーツの行事やイベントを実施する。	①来館者との日々のコミュニケーションの強化 ②児童館だより等による周知を実施 ③なし	
						文化振興課	市民まつりにおいて、西東京市民まつり実行委員会と連携して「子どもゾーン」を設置し、子ども達がより楽しめる取組とする。 市民文化祭において、西東京市民文化祭実行委員会と連携して日本の文化体験フェスなど子どもも対象として文化芸術に触れる機会を設ける。	①③日本の文化体験フェスでは参加者アンケートを通じ子どもへの影響を確認する。 ②まつり・文化祭への学生ボランティアの募集や、パンフレット、チラシの表紙絵の募集を学校を通じて子どもに行い、イベント自体への関心も持ってもらえるよう周知を行う。	
						スポーツ振興課	市民スポーツまつりでは、スポーツの体験だけではなく、和太鼓演奏やよさこいソーランなど、文化芸術に触れる機会を取り入れる。	子どもや若者が、市民スポーツまつりのイベントを通して、よさこいソーラン踊りや和太鼓の演奏など、文化芸術に触れることのできる取り組みを実施する。	
						公民館	公民館まつりや音楽、文化芸術、スポーツに関する事業を実施する。	①なし ②公民館だよりや市ホームページ、SNSでの通常の広報に加えて、講座内容に応じて学校の協力を得てチラシ配布やボランティア募集を実施する。 ①実施後アンケートにより子どもへの影響を確認する。	
						図書館	・一日図書館員 ・図書館バックヤードツアー ・自由研究応援企画「自分だけの誕生日新聞をつくろう」の実施	①なし ②市報・図書館ホームページ等 ③アンケート等	
8	読書環境の整備	子どもの読書活動の推進のため、子どもと本との出会いの場づくり、子どもの読書に関わる関係機関や市民団体等との連携を強化する。 ヤングアダルト世代を対象とした読書会、図書館利用のきっかけとなる参加型ワークショップ等を開催する。	⑬			図書館	・市民団体、武蔵野大学生と共催イベント ・市民団体共催のわらべうた講座 ・6期おはなし会ボランティアの中級講座の実施 ・ヤングアダルト向けワークショップ「コラージュ川柳」の実施	①なし ②市報・図書館ホームページ等 ③アンケート等	
【基本方針2】 おとな(親)になることをささえる									
2-1心身及び経済的な自立									
1	子ども自身が相談しやすい体制の充実 ＜重点＞	子ども相談室ほっとルーム、いこいな窓口@西東京（子どもLINE相談）などの子どもが気軽に相談できる環境の充実を図る。 子どもの認知度があがるように広報活動を強化する。	⑨		拡充	子育て支援課	・子ども相談室 ほっとルームにおいて、子ども自身が相談しやすい体制として、フリーダイヤルによる電話相談や市のお問い合わせフォームを活用したインターネットによる相談システムを実施する。ほか ・手紙、FAX、切手を貼らずに郵便ポストに投函できるほっとルームレターを実施する。 ・市立学校、児童館での出張ほっとルームを実施する。 ・出張授業を行った市立小・中学校の昼の放送で子どもの権利擁護委員からメッセージを放送する。 ・市報・ホームページ（キッズページを含む）をはじめSNS等の広報媒体を活用し、効果的な情報発信に努める。	①前年度のアンケート・ヒアリング結果などをもとに、市全域でほっとルームレターによる相談を開始し、ほっとルームレターのデザインや説明文についても子どもの意見を反映して作成する。 今後、ほっとルームレターの学校内での設置場所についてアンケートを実施し、意見を取り入れる予定。 ②子ども相談室と子どもLINE相談について、ホームページ（キッズページ）で子ども向けに情報発信を行う。ブランディングエリアに子どもに親しみやすいイラストを用いて掲載したり、子どもLINE相談のポスターの周知、ほっとルームレターの使い方の記事の掲載をした。 機関紙（ほっとルーム通信）等の作成の際は、イラストを多用するなど親しみやすい工夫をし、小学6年生までに学習する漢字を使用し漢字にはふりがなをつけて作成することで子どもの読みやすいものを目指す。 教育委員会と連携し、GIGAスクールタブレットの壁紙への子ども相談室 ほっとルーム及び子どもLINE相談の情報を掲載し、子どもからデザイン募集した子どもLINE相談のポスター掲示を市内の小・中・高等学校、市内図書館等に依頼した。 アスタビジョンで子ども向け周知動画を放映した。	
						子ども家庭支援センター	・ヤングケアラーの啓発 ・小中学生保護者向けチラシの作成と配布	相談先の周知	
						地域共生課	・自立相談支援事業 経済的な問題や生活していく上でのさまざまな問題を抱えた方の相談をお受け、各種サービスなどの情報を提供します。	①相談を通じて、相談しやすい体制について意見を聞き、支援体制を検討する ②ホームページ、イベントなどで相談窓口の周知 ③若年層の相談件数、相談内容を把握する	
						健康課	・若年向けLINE相談 ・からだと心の健康相談	①③LINE相談登録者アンケートの実施により意見聴取を行う。 ②広報物のデザインの工夫	
						子育て支援課	庁内の若者が利用できる相談窓口について情報収集し、庁内連携体制を検討する。	①予定なし ②庁内の相談窓口について情報収集し、窓口まとめたものを市報、市ホームページ、SNSを利用し、若者に広報する。 ③広報の際に、アンケート回答URLを示し、若者からの意見を収集する予定	
2	若者の相談支援体制の充実 ＜重点＞	若者が抱える不安や悩みを相談しやすい体制を充実させ、適切な支援や関係機関につなぐ連携体制の強化を図る。また、相談機能の充実や、相談支援体制の周知を行う。			新規	地域共生課	・自立相談支援事業 経済的な問題や生活していく上でのさまざまな問題を抱えた方の相談をお受け、各種サービスなどの情報を提供します。就労支援や家計管理に関する支援も行っています。	①相談を通じて、若者の自立支援におけるニーズを把握し、必要な支援を検討する ②ホームページ、イベントなどで相談窓口の周知 ③若年層の相談件数、相談内容を把握する	
2	若者の相談支援体制の充実 ＜重点＞	若者が抱える不安や悩みを相談しやすい体制を充実させ、適切な支援や関係機関につなぐ連携体制の強化を図る。また、相談機能の充実や、相談支援体制の周知を行う。			新規	子育て支援課	庁内の若者が利用できる相談窓口について情報収集し、庁内連携体制を検討する。	①予定なし ②庁内の相談窓口について情報収集し、窓口まとめたものを市報、市ホームページ、SNSを利用し、若者に広報する。 ③広報の際に、アンケート回答URLを示し、若者からの意見を収集する予定	
3	若者自立支援事業の検討	市や関連機関などの若者支援やサービスに関する情報などを周知する。 ライフプランを考える機会づくりや、資格取得や就労など若者生活力向上につながる支援事業を検討する。			新規	地域共生課	・自立相談支援事業 経済的な問題や生活していく上でのさまざまな問題を抱えた方の相談をお受け、各種サービスなどの情報を提供します。就労支援や家計管理に関する支援も行っています。	①相談を通じて、若者の自立支援におけるニーズを把握し、必要な支援を検討する ②ホームページ、イベントなどで相談窓口の周知 ③若年層の相談件数、相談内容を把握する	
						子育て支援課（企画政策課）	・ライフプランを考える機会づくり 包括連携協定先との公民連携や大学のノウハウ等を活用した産官学でのライフプランニングの事業化に向け調整を図る。	①～③予定なし。	

施策・事業				内容	子ども 条例	若者 対象	新規 拡充	担当課	令和7年度取組予定(1)事業内容	令和7年度取組予定(2)子ども・若者の権利に関わる取組 特に、子ども・若者の権利の視点からの施策評価を行う事業について、以下の点を記載 ①事業実施にあたり、子ども・若者の意見を取り入れたり反映する予定があるか (どのように意見を聞き、反映するか) ②子ども・若者に事業を知ってもらうために、広報・周知をどのように行う予定か (工夫する点も記載) ③この事業を行うことによる子ども・若者への影響をどのように確認するか。 (実施後アンケートや実施後に意見をもらうなど、手法を記載)
		4	虐待の早期発見・早期対応、防止のための取組の充実	要保護児童対策地域協議会 を活用した取組を進める。 関係機関に対し、講座やテーマ別研修を行い、早期発見・通告・早期対応をするための知識向上を図る。 虐待される子どもの救済に迅速・有効に行動できるよう、関係機関のネットワークを強化していく。虐待や虐待の再発を防止するため、親を対象とした学習の機会等を充実する。	⑥ ⑧ ⑨			子ども家庭支援センター	・テーマ別研修(年2回) ・【児童虐待防止支援養成講座・ヤングケアラー研修】関係機関向け ※Logo フォームによる(年1回) ・出前講座 ・児童館・学童クラブ職員研修(年1回を2日間) ・親子のふれあい講座(子育てひろばで年6回) ・市民講座 ・児童虐待防止に係る対応の徹底及び児童虐待防止研修(教育委員会) ・ファミリーサポートセンター研修 ・民生・児童委員新任研修 ・関係機関向けのヤングケアラー研修	①②なし ③アンケートを実施する。
		5	ヤングケアラーへの支援	庁内各課や関係機関と連携し、 ヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげる。 ヤングケアラーの潜在化防止や負担軽減を図るため、啓発や相談体制を整備する。	⑨ ⑩	○	新規	子ども家庭支援センター	・市内の公立小・中学校に所属する児童・生徒を対象に、実態調査を実施する。 ・市内公立小・中学生向けにヤングケアラー相談先周知のカードを自主作成し配布する。 ・教員向及び関係機関向けにヤングケアラー啓発及びヤングケアラー・コーディネーターの設置についてのリーフレットを自主作成し配布する。 ・ヤングケアラーの普及啓発動画を作成し、西東京市公式ホームページに掲載する。 ・子育て支援課事業の子どもLINE相談を活用し、子どもが相談しやすい体制を整備する。 ・関係機関との相談体制整備のため、(仮)西東京市ヤングケアラー支援実施方針を作成する。 ※すべて18歳未満の方を対象とした取組です。	①ヤングケアラーの普及啓発動画は市内の中学生と共同作成し、子どもの意見を取り入れる。 ②③なし
		6	入所型施設退所後の支援の検討	児童養護施設等、入所型施設での暮らしから、地域生活に移行していく青少年の支援において庁内で調整を行う。	⑩	○	拡充	地域共生課 子ども家庭支援センター	・自立相談支援事業 経済的な問題や生活していく上でのさまざまな問題を抱えた方の相談をお受け、各種サービスなどの情報を提供します。 個別ケース検討会議を実施し、各関係機関の役割分担を行う。	①相談を通じて、安定した地域生活を行ううえでのニーズを把握し、必要な支援を検討する ②ホームページ、イベントなどで相談窓口の周知 ③相談実績から影響について確認する 個別ケース検討会議実施後の経過を確認する。
		7	心の悩みを抱えた子ども・若者への支援	心の悩みを抱えた子ども・若者のLINEを活用した相談体制の充実や、孤立防止支援を行う。 市立小・中学校では、スクールカウンセラーを活用し、児童・生徒が直接相談できる体制を整える。	⑨ ⑫	○	拡充	健康課	・若年向けLINE相談の実施	①③LINE相談登録者アンケートの実施により意見聴取を行う。 ②広報物のデザインの工夫
								子育て支援課	子どもLINE相談いいこいーな窓口@西東京を実施する。 ・事業の周知カードを対象者へ配布し事業の周知を進める。 ・市ホームページ(キッズページ)で子ども向けに情報発信。 ・子どもから募集したポスターデザインをポスターとして整え、市内の小・中・高等学校、市内図書館等に掲示依頼、市ホームページやSNS等で周知 ・市報・ホームページをはじめSNS等の広報媒体を活用し、情報発信に努める。 ・事業の課題を整理するため、対象者に対しアンケートを実施し、次年度以降の事業に生かしていく。	①前年度に行ったアンケート結果などをもとに、令和7年度の開催曜日を決定。 事業の名称「いいこいーな窓口@西東京」は子どもの投票により決定。 ②子どもになじみの深い、いいこいーなのイラストを使用した周知カードを配布し事業の周知を進める。 市HPのキッズページのブランディングエリアに子どもに親しみやすいイラストを用いて周知。 子どもから募集したポスターデザインをポスターとして整え、市内の小・中・高等学校、市内図書館等に掲示依頼。 子どもが作成したポスターのデザインを、市ホームページやSNS等で周知。 ③年度末にアンケートを実施し、次年度以降の事業に生かしていく。
								教育支援課	・東京都公立学校スクールカウンセラー活用事業 ・子どもが、いつでも身近な学校で、直接相談できるよう、全市立小・中学校に、スクールカウンセラーを配置する。 ・スクールカウンセラー連絡会にて、教育委員会や市の関係機関と情報交換をすることにより、子どもの相談体制の充実を図る。	①個別の事例に応じて対応する。 ②学校で職員の一人として全校児童・生徒に紹介する。また、スクールカウンセラーが小学5年生と中学1年生に全員面接を行い、スクールカウンセラーに相談できることを周知している。スクールカウンセラー便りを発行し子どもへの周知を図っている学校もある。 ③学校及びスクールカウンセラーが作成する東京都への実績報告により、活用状況を確認する。
		8	社会的自立に困難を抱える子ども・若者を含む、子ども・若者に対する支援の検討	ひきこもり等の子ども・若者が抱える問題について、各関係機関・庁内関係部署との情報交換や連携を通して、青少年の育ちを見守る環境を整備する。	⑨	○	拡充	地域共生課	・ひきこもり支援事業 ひきこもりのことで悩んでいる方(家族を含む)から相談を受け、各関係機関等と情報交換や連携して支援を行う。	①各関係機関等の情報交換や連携を通じて、問題を抱える若者等の環境整備を検討し、事業における支援を検討する。 ②市報、ホームページ、イベント等で相談窓口の周知 ③相談実績から影響について確認する。
								児童青少年課	各関係機関・庁内関係部署との情報交換や連携を通して、青少年の育ちを見守る環境を整備する。	①～③なし
		9	不登校の児童・生徒への支援	学校では、欠席の理由や状態を把握し不登校の未然防止に努める。 不登校児童・生徒には、教育支援センター(スキップ教室)、不登校ひきこもり相談室(ニコモルム)、体験フリースペース(ニコモテラス)が学校及び関係機関と連携し、一人ひとりのニーズに応じた支援を行う。	⑨		拡充	教育支援課	・不登校対策委員会、西東京市教育相談センター事業、スクールソーシャルワーカー派遣、教育支援センター「スキップ教室」、不登校ひきこもり相談室「ニコモルム」、体験フリースペース「ニコモテラス」 ・不登校対策委員会を開催し、不登校の未然防止及び不登校の児童・生徒への支援について教員と協議する。 ・教育相談センターでは、不登校児童・生徒や保護者にカウンセリングを行う。教育支援センター(スキップ教室)、不登校ひきこもり相談室(ニコモルム)、体験フリースペース(ニコモテラス)が学校及び関係機関と連携し、一人ひとりのニーズに応じた支援を行う。 ・スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、不登校の児童・生徒への支援を行う。	①前年度のアンケートや、ガイダンス面接票や継続通室面接票に子どもが記載した要望等を取り入れることがある。 ②リーフレット「西東京市における不登校児童・生徒の相談支援」や「スクールソーシャルワーカーのご案内」を学校や関係機関に配布し、身近な大人から対象となる子どもに紹介してもらう。 ③スキップ教室やニコモルムでは、行事のあとにアンケートを行い、感想や意見を聞く。スキップ教室では、年度末にアンケートを行い、年度を振り返っての感想や意見を聞く。

施策・事業			内容	子ども 条例	若者 対象	新規 拡充	担当課	令和7年度取組予定(1)事業内容	令和7年度取組予定(2)子ども・若者の権利に関わる取組 特に、子ども・若者の権利の観点からの施策評価を行う事業について、以下の点を記載 ①事業実施にあたり、子ども・若者の意見を取り入れたり反映する予定があるか (どのように意見を聞き、反映するか) ②子ども・若者に事業を知ってもらうために、広報・周知をどのように行う予定か (工夫する点も記載) ③この事業を行うことによる子ども・若者への影響をどのように確認するか。 (実施後アンケートや実施後に意見をもらうなど、手法を記載)
	10	キャリア教育の推進	小・中学校の特別活動を要としてつ、各教科などの特質に応じて、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付けていくことができるよう、キャリア教育を充実する。	⑩			教育指導課	小・中学校共にキャリアパスポートを活用し、自身の学習状況やキャリア形成を振り返る時間をつくる。 各教科などの特質に応じて、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付けていくことができるよう、キャリア教育を充実する。	①②なし ③年3回以上キャリアパスポートを活用して自身を振り返る機会をつくる。
	11	子どもへの心理的支援及び福祉的支援の充実	幼児から高校生年齢の子どもに対してカウンセリングや心理療法などの心理的支援を行うとともに、児童・生徒が抱える学校内では解決しにくい問題には、スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携し、福祉的支援を行う。	⑨		拡充	教育支援課	・西東京市教育相談センター事業、スクールソーシャルワーカーの派遣 ・教育相談（心理相談）にて子どもへの心理的支援を行う。 ・スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、必要に応じて関係機関と連携し、福祉的支援を行う。令和7年度は子ども家庭支援センターが行うヤングケアラー把握のための調査の一環として、スクールソーシャルワーカーが対象となる児童・生徒との面接を行い、ヤングケアラーコーディネーターとの連携により支援を行う。	①個別の事例に応じて対応する。 ②市HP、教育相談のパンフレット、リーフレット「スクールソーシャルワーカーのご案内」等を学校や関係機関に配布し、身近な大人から対象となる子どもに紹介してもらう。市HPのキッズページで案内している。 ③利用した子どもの変化を、ケース検討会議で客観的に評価する。
	12	タバコ・違法薬物等・性感染症に対する正しい知識の普及・啓発	未成年の喫煙行動が、健康に及ぼす影響や青少年に広がる薬物乱用、性感染症に対する正しい理解を深めるため、学校と連携して正しい知識の普及活動を行う。	⑪			健康課 教育指導課	・市内小学校でのがん教育 ・ホームページやSNSを活用した性感染症に関する正しい情報の普及啓発 未成年の喫煙行動が、健康に及ぼす影響や青少年に広がる薬物乱用、性感染症に対する正しい理解を深めるため、学校と連携して正しい知識の普及活動を行う。	①③がん教育は実施後アンケートを行い、理解度をはかるとともに、子どもの受け止め方を把握する。 ②なし ①③なし ②小、中学校共に学習指導要領に基づき、保健の授業で喫煙が身体に及ぼす害について、性感染症に関して正しい知識を学んだり、中学校では薬物乱用防止教室で健康に及ぼす影響等について普及啓発を図る。
	13	犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える支援	犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える活動に対する支援を実施する。		○	拡充	地域共生課	・更生保護事業 国が民間の人々と連携して、犯罪や非行をした人を地域の中で適切に処遇することにより、再犯を防ぎ、立ち直りを支えるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る。また更生保護が地域の中で行われることから、地域の事情に精通した民間の力として「保護司」が置かれている。市は、保護司会に補助金を助成することで、保護司会の活動を支援する。 ・社会を明るくする運動 保護司会が中心となり、西東京市社会を明るくする運動実施委員会を設置している。社会を明るくする運動は、法務省が主唱し、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせた活動をしている。あいさつ運動の実施、強調月間や市民まつりでの普及啓発を実施する。	①なし ②5月に小中学校で実施したあいさつ運動や市民まつりへの参加等、子どもの多い場所での活動をする。 ③未定
2-2他者への理解とおとなの役割									
	1	地域行事等の活性化による子ども・若者参加の推進 ＜重点＞	市民まつり、市民文化祭、市民スポーツまつり、地域でのまつり、市民が企画運営主体となるイベントなどを活性化し、子ども・若者が地域に関わり、参加できる機会を増やす。	⑬	○	拡充	児童青少年課 文化振興課 スポーツ振興課 協働コミュニティ課 社会教育課	企画運営主体となる行事や地域でのまつりを実施し支援する。 市民まつりにおいて、西東京市民まつり実行委員会と連携して「子どもゾーン」を設置し、子ども達がより楽しめる取組とする。 市民文化祭において、西東京市民文化祭実行委員会と連携して日本の文化体験フェスなど子どもも対象として文化芸術に触れる機会を設ける。 体育の日に市民スポーツまつりを開催し、運動会やスポーツ体験、親子で楽しめるイベントなど、幼児から高齢者まで多くの市民にスポーツを楽しめる機会を提供する。 市民協働企画提案事業U29チャレンジ部門補助金、自治会・町内会等活性化補助金等を活用し、子ども・若者が参加、参画できるイベントを増やしていく。 ・したのや縄文の里秋まつり ・市内小学校や大学、地元商店会など地域団体と積極的な協働を図り、地域全体の協力の下でのイベント充実を目指す。	①中高生年代プロジェクトやむくのきまつり等、地域と連携しながら企画・運営に参加してもらう ②市報・HPを中心に、学校でのポスター掲載や児童館だより等による広報 ③なし ①③日本の文化体験フェスでは参加者アンケートを通じ子どもへの影響を確認する。 ②まつり・文化祭への学生ボランティアの募集や、パンフレット、チラシの表紙絵の募集を学校を通じて子どもに行い、イベント自体への関心も持ってもらえるよう周知を行う。 パン取り競争や宝探しなどの運動会種目の実施や、チャレンジコーナーでのスポーツ体験など、子どもや若者が気軽に参加してスポーツが体験できる取り組みを実施する。 ①U29チャレンジ部門では、子ども・若者の提案を市が協働、サポートして事業化する ②学校へのチラシ等の配布 ③U29チャレンジ部門では企画に関わったスタッフへのアンケートも実施し、制度のあり方や市の対応についての意見を確認している。 ①③イベント実施の際にアンケート調査を実施し、今後の方向性の参考にする。 ②広報の充実を目指し、市報や各種SNS、掲示板のほか、市内の全小・中学校にチラシ・ポスターを配布し、若年層への周知に力を入れる。
	2	ボランティア活動の機会の充実	子育てサークルの活動や乳幼児とふれあう遊びのボランティア活動、職場体験の受け入れなどを通じて、異年齢の子どもたちの交流をすすめる。 また子どもや子育て家庭を支援するボランティアなど、子育てに関連するボランティア活動の情報を提供し、小・中・高校生、若者が活動に入りやすいように支援する。 各種ボランティア活動を安心して行えるよう、ボランティア保険等への加入を促進する。	⑬	○	拡充	地域共生課 幼児教育・保育課 児童青少年課	・「夏！体験ボランティア」における子育て関連のボランティア参加の促進及び継続的な参加への支援 ・ボランティア希望者に対するボランティア保険加入の促進。 ボランティアや職場体験を積極的に受け入れ、中・高校生との交流促進、若者の活動支援を図る。 ボランティアや職場体験の受入れを実施する。	・ボランティア希望者に対する、子育て関連のボランティアへの参加促進。 ・ボランティア実施後のアンケート調査。 ①②なし ③ボランティアや職場体験終了後にアンケートや報告書により、意見・感想をもらう。 ①～③なし
	3	インターンシップ制度による高校生、大学生の子育て体験の充実	インターンシップ制度を活用し、高校生、大学生による子育てに関わる職業体験を充実する。	⑬	○	拡充	幼児教育・保育課 児童青少年課	実習生の受入れを継続しつつ、夏季臨時職員募集を案内し充実を図る。 高校生や大学生による子育てに関わる職場体験を支援する。	①②なし ③実習等終了後にアンケートや報告書により、意見・感想をもらう。 ①～③なし

施策・事業			内容	子ども 条例	若者 対象	新規 拡充	担当課	令和7年度取組予定(1)事業内容	令和7年度取組予定(2)子ども・若者の権利に関わる取組 特に、子ども・若者の権利の観点からの施策評価を行う事業について、以下の点を記載 ①事業実施にあたり、子ども・若者の意見を取り入れたり反映する予定があるか (どのように意見を聞き、反映するか) ②子ども・若者に事業を知ってもらうために、広報・周知をどのように行う予定か (工夫する点も記載) ③この事業を行うことによる子ども・若者への影響をどのように確認するか。 (実施後アンケートや実施後に意見をもらうなど、手法を記載)
	4	情報リテラシーの育成と情報モラル教育の充実	教科の学習におけるタブレット端末の活用など、多様な情報機器を活用した学習を推進する。 子どもと青少年が必要な情報に適切にアクセス・発信できるように、その成長発達段階に応じたメディアリテラシーの育成を推進する。	①			教育指導課	教科の学習におけるタブレット端末の活用など、多様な情報機器を活用した学習を推進する。 子どもと青少年が必要な情報に適切にアクセス・発信できるように、その成長発達段階に応じたメディアリテラシーの育成を推進する。	デジタルを活用した学びを推進していく。児童・生徒が課題を主体的に解決するための道具としてタブレットを活用できるような授業を展開していく。
		5	若い親世代への支援の実施	不安を抱えることの多い若年層の親たちが気軽に集い、意見交換し合えるような機会づくりをすすめる。また、子育て親子の交流の促進を支援する。 性の尊重への正しい知識周知を継続する。望まない妊娠の問題に対して、性の尊重と妊娠のしくみを学ぶ機会を増やし、啓発、相談事業を実施する。	⑤	○	拡充	健康課	若年ママクラスの実施
	幼児教育・保育課							地域子育て支援センターを中心とした子育てについて気軽に相談できる体制を維持し、引き続き支援を実施していく。	①②なし ③地域子育て支援センターにおいて、相談終了後やセンターでの交流終了後、事業参加後に職員が意見・感想の聞き取りを行う。
	児童青少年課							若い親世代の支援を実施し、また性への正しい知識周知及び啓発・相談事業を実施する。	①～③なし
	子ども家庭支援センター							子育てひろば（のどか広場、ビッコロ広場）にて各施設で月に1回「赤ちゃんの日」を開催。生後8か月までの第1子と保護者を対象とし、子育て親子の交流の促進を支援する。	①～③なし
【基本方針3】子育て家庭の支え合い									
3-1 子育て意識の育成									
	1	父親の育児参加の推進	父親の育児や家事への参加を促すため、参加しやすい曜日や時間帯を考慮した講座の実施、情報誌などを活用した啓発を行う。	⑤			健康課	ファミリー学級で父親同士の交流の場を持つ等、父親支援についての検討を行う。	
							子ども家庭支援センター	・広場であそぼう 子育てひろばで日曜日に開催	
							協働コミュニティ課	父親の育児参加に関する講座を土曜日にオンラインで実施する。	
							公民館	父親が参加しやすい曜日や時間帯を考慮した講座を実施する。	
	2	仕事と子育ての両立に関する啓発	育児休業の奨励や子育てしやすい職場環境整備を推進する情報提供を行う。 ワーク・ライフ・バランスについて、企業啓発や出産・育児により離職した者に、職場復帰・再就職に関する雇用情報の提供を行う。	⑤			産業振興課	①就職面接会&対策セミナーの実施 7年7月10日（木） ②就職支援セミナーの実施 6月4日（水）～6日（金） 10月8日（水）～10日（金） ③地域連携型就職面接会in西東京の実施 令和7年11月14日（金）	
							協働コミュニティ課	男女平等推進センター事業及びバリテまつりで子育てやワーク・ライフ・バランス関係の講座の実施や、情報誌などを活用して啓発を行う。	
	3	子育てに関する学習機会の充実	妊産婦や乳幼児の健康増進のための学習機会や講習会により知識の普及を行う。 子育てに関する講演会や思春期の子どもをもつ親に対する学習機会を充実する。	⑤			健康課	ファミリー学級や乳幼児の育児に関する講習会、各種相談会の実施	
							幼児教育・保育課	講習会を継続実施することで、子育てに関する知識の普及に努める。	
							子ども家庭支援センター	子育て支援講演会の開催	
							協働コミュニティ課	乳幼児を持つ母親向けの講座や不登校の子どもの子育て講座などを実施する。	
		4	栄養・食生活に関する教育・相談の実施	⑤ ⑪			健康課	ファミリー学級、離乳食講習会、各種相談会の実施	
							幼児教育・保育課	栄養・食生活に関する講習会や相談事業を継続して実施する。	

施策・事業			内容	子ども 条例	若者 対象	新規 拡充	担当課	令和7年度取組予定(1)事業内容	令和7年度取組予定(2)子ども・若者の権利に関わる取組 特に、子ども・若者の権利の視点からの施策評価を行う事業について、以下の点を記載 ①事業実施にあたり、子ども・若者の意見を取り入れたり反映する予定があるか （どのように意見を聞き、反映するか） ②子ども・若者に事業を知ってもらうために、広報・周知をどのように行う予定か （工夫する点も記載） ③この事業を行うことによる子ども・若者への影響をどのように確認するか。 （実施後アンケートや実施後に意見をもらうなど、手法を記載）	
	4	栄養・食生活に関する教育・相談の実施	ファミリー学級・離乳食講習会などでの栄養・食生活に関する相談や教育を実施する。 市内農家と市民の交流事業等を推進し、学校においても市内農産物の活用等により食の安全・栄養等について関心を深める。	⑤ ⑪			産業振興課	「親子で収穫祭」を実施予定10月末親子で野菜の収穫体験予定		
							学務課	引き続き、地場産農産物生産者と栄養士との意見交換会を開催し、栄養士や地場産農産物生産者のそれぞれの視点から意見をいただき、地場産農産物を通した食への興味・関心を高められるよう取り組んでいく。		
	5	親子のふれあいを通じた学びの充実	親子のふれあいを通じて、親と子が楽しみながら子育てができるよう支援を行う。保育付き子育て関連講座や育児相談などの事業を推進することで、子育て世代の地域の中での学びを充実する。	⑤			健康課	乳幼児の育児に関する講習会、各種相談会の実施		
							幼児教育・保育課	保育園において親子参加イベントを実施する。 地域子育て支援センターを中心に育児相談を実施する。		
							児童青少年課	子育て関連講座や育児相談などの事業を実施する。		
							子ども家庭支援センター	子育てひろばでの絵本事業の実施		
							公民館	子どもとその保護者を対象とした事業を実施する。		
	6	地域の子育て意識の醸成	市民講座など市民向けイベントで子ども条例の啓発を行い、家庭、幼稚園・保育園、学校だけでなく、地域で子どもを育てるという意識を高めるための活動を、青少年育成会等と連携しながら推進する。	⑥ ⑦			子育て支援課	子ども条例の普及のため、子ども条例市民講座を開催するほか、市民まつり、ルビナスまつりなどのイベントに参加し市民に対し広く普及啓発を行う。		
							幼児教育・保育課	地域子育て支援センターを中心に子育てに関する各種事業を実施し、地域の子育て意識の醸成を図っていく。		
							児童青少年課	子ども条例の啓発を行い、青少年育成会等と連携しながら実施する。		
	3-2 支え合いの場の充実									
	1	子育てひろば事業の充実	のどか広場、ピッコロ広場、保育園、児童館で実施している子育てひろば事業を充実し、利用者の多様なニーズに応えられる広場運営に努める。	⑤				幼児教育・保育課	子育てひろば事業を継続するとともに、関係課との連携事業も含めた連携の強化・充実を図る。	
児童青少年課								児童館において子育てひろば事業を実施する。		
子ども家庭支援センター								子育てひろば事業の継続実施		
2	子育て支援・相談に関する情報提供の充実	市報や市ホームページ、子育てハンドブック、SNS、オンラインなどを活用し、子育て施設などでの相談や救急医療情報に関する情報提供を継続する。 子ども・子育てに関わる情報の一元化を図ることや、外国人に配慮しながら、乳幼児から中高生やその保護者まで切れ目のない情報提供を充実する。 地域子育て支援センターの認知度向上のため、愛称を検討する。	⑤			拡充	秘書広報課	各課が行う子育て支援・相談に関する情報発信が効果的に行われるよう、研修や個別フォローアップを通じて、市報、ホームページ、SNS等の各広報媒体の効果的な活用方法の周知・啓発に努める。 各広報媒体の活用方法について検討を行う。 子育て支援・相談に関する情報発信について、各広報媒体の活用方法の検討を行う。		
							健康課	子育てアプリ「いこいこ」の活用		
							子育て支援課	市民に対してよりわかりやすい情報提供ができるように、西東京市子育てハンドブックの掲載内容を整理・刷新する。刷新にあたり、庁内PTを立ち上げ、内容の検討を実施する。		

施策・事業			内容	子ども条例	若者対象	新規拡充	担当課	令和7年度取組予定(1)事業内容	令和7年度取組予定(2)子ども・若者の権利に関わる取組 特に、子ども・若者の権利の視点からの施策評価を行う事業について、以下の点を記載 ①事業実施にあたり、子ども・若者の意見を取り入れたり反映する予定があるか （どのように意見を聞き、反映するか） ②子ども・若者に事業を知ってもらうために、広報・周知をどのように行う予定か （工夫する点も記載） ③この事業を行うことによる子ども・若者への影響をどのように確認するか。 （実施後アンケートや実施後に意見をもらうなど、手法を記載）
	2	子育て支援・相談に関する情報提供の充実	市報や市ホームページ、子育てハンドブック、SNS、オンラインなどを活用し、子育て施設などでの相談や救急医療情報に関する情報提供を継続する。 子ども・子育てに関わる情報の一元化を図ることや、外国人に配慮しながら、乳幼児から中高生やその保護者まで切れ目のない情報提供を充実する。 地域子育て支援センターの認知度向上のため、愛称を検討する。	⑤		拡充	幼児教育・保育課	市報や市ホームページ、子育てハンドブック、SNS、オンラインなどを活用し、子育て施設などでの相談や救急医療情報に関する情報提供を継続する。 子ども・子育てに関わる情報の一元化を図ることや、外国人に配慮しながら、乳幼児から中高生やその保護者まで切れ目のない情報提供を充実する。 地域子育て支援センターの認知度向上のため、愛称を検討する。	
							子ども家庭支援センター	相談窓口、子育てひろば等を介しての情報提供	
							文化振興課	やさしい日本語及び英語・中国語・韓国語に翻訳した生活便利帳を市HPに掲載する。QRコードを活用するなど、より広く情報を届ける。 市報から必要な情報を抜粋し、やさしい日本語及び英語・中国語・韓国語に翻訳した「くらしの情報」を毎月1回市HPに掲載する。	
							教育支援課	・不登校の情報を掲載したリーフレットやハンドブックを活用し、保護者や子どもに関わる関係者に情報提供を行う。 ・不登校等、子どもの教育に関することでどこに相談したらよいか分からないときの窓口として、教育相談総合窓口を運営する。	
	3	育児・子育て相談事業の充実	乳幼児家庭全戸訪問指導など母子保健事業の訪問相談、電話相談、面接等により、必要時に相談できる体制を継続する。 地域子育て支援センターでは、在宅で子育てする家庭の孤立を予防するため、積極的に子育て家庭とつながる活動（アウトリーチ活動など）を行い、母子保健と児童福祉が一体となる子ども家庭センターと連携しながら切れ目のない支援を図る。 関係機関と連携し、地域子育て支援センター、児童館、子育て広場は、情報共有（システム連携など）によって、支援を必要とする子どもや家庭を支援する。	④ ⑤		拡充	健康課	妊婦面談や乳児家庭全戸訪問事業等、妊娠期から子育て期における面談、訪問、電話による相談の実施	
							幼児教育・保育課	関係機関と連携し、相談事業の充実を図る。 地域子育て支援センターから遠いエリアでも、相談事業を実施する。 子ども家庭センターを含めた支援ネットワーク間のスムーズな情報共有について検討する。	
							児童青少年課	育児・子育てでの相談が出来る環境を継続させる。 地域子育て相談機関設置に向けての研修を行う	
							子ども家庭支援センター	子ども家庭センターの子ども相談	
	4	地域子育て支援センターの活用	出産を控えている保護者、在宅で子育てをしている家庭の孤立を防止するため、相談や交流の場として地域子育て支援センター（基幹型保育園）を（仮称）マイ保育園と位置づけ、登録する制度を検討する。 また、配置について、施設更新による複合化などに至るまでは、暫定的な場所を検討し、相談体制の確保に努める。	⑤		新規	幼児教育・保育課	（仮称）マイ保育園制度についての検討を行う。 地域子育て支援センターの出張事業を各地域の児童館や公民館で実施し、各地域において子育てに関する相談を受けることができるよう努める。	
	5	保育園園庭開放の推進	乳幼児とその親の交流と遊び場づくりのため、保育園等の園庭開放を推進する。	⑤			幼児教育・保育課	園庭開放を継続して実施していく。	
	6	子育ての仲間づくり、子育て支援団体・グループ等の支援の充実	自主的なグループ活動の支援や、場所と情報の提供により、子育て中の親が気軽に集い、情報交換できる場づくりに努める。 子育てサービスの提供機会の選択肢を広げるため、子育て支援団体や子育てグループ等の活動環境を充実する。	⑤ ⑦			地域共生課	・地域福祉コーディネーター事業 ・不登校児の母親や支援者で構成された自主団体への支援を継続して行う。 ・フードドライブについては、関係部署と連携し、事業の広報や食品寄付の相談に対応する。	
							幼児教育・保育課	各種事業を通じて、仲間づくりの支援を図っていく。	
							児童青少年課	子育て中の親が情報交換できる場づくりに努める。	
							子ども家庭支援センター	子育てひろばでの情報提供	
							協働コミュニケーション課	市民協働推進センターゆめらぼを通じて、各種子育て支援団体の情報提供と支援を実施する。	

施策・事業				内容	子ども条例	若者対象	新規拡充	担当課	令和7年度取組予定(1)事業内容	令和7年度取組予定(2)子ども・若者の権利に関わる取組 特に、子ども・若者の権利の観点からの施策評価を行う事業について、以下の点を記載 ①事業実施にあたり、子ども・若者の意見を取り入れたり反映する予定があるか (どのように意見を聞き、反映するか) ②子ども・若者に事業を知ってもらうために、広報・周知をどのように行う予定か (工夫する点も記載) ③この事業を行うことによる子ども・若者への影響をどのように確認するか。 (実施後アンケートや実施後に意見をもらうなど、手法を記載)
		7	子育て相談担当者の研修事業の充実	保育・福祉・教育など、様々な機関における子育て相談担当者の研修を充実する。	⑥			健康課 幼児教育・保育課 子ども家庭支援センター	・都や国が実施する相談対応のスキルアップのための研修参加 ・専門職向けの研修実施 内外各種研修に参加し、人材育成を図る。 幼稚園共催子育て支援講演会（年1回） テーマ別研修 児童虐待防止支援員養成講座・ヤングケアラー研修 ファミリーサポートセンター研修 関係機関向けヤングケアラー研修 児童館・学童向け研修 親子のふれあい講座（子育てひろばで年6回）	
【基本方針4】 市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援										
4-1 教育・保育及び子育て支援の充実										
4-1-1 子どもと家庭の支援										
	1	地域の人材活用の推進 ＜重点＞	地域の団体活動（おやじの会、子ども食堂など）やボランティアの支援を行う。 様々な立場の市民が自分の経験や知識を活かして子どもや家庭の支援ができるよう、地域人材の情報提供や、人材が活躍できる機会づくりを促進する。	④ ⑦			拡充	地域共生課 幼児教育・保育課 協働コミュニティ課	・イベントへの出展協力や備品の貸出などによる、子どもを対象とした地域活動への支援。 保育園で地域との交流事業を実施し、地域人材の活躍の機会の促進を図る。 市民協働推進センターゆめこらぼを通じて、地域団体の支援や、団体間の連携促進、地域の人材と市民活動のマッチングなどを実施する。	
	2	子ども家庭センターの運営	子ども、子育て家庭、妊産婦を対象に、母子保健と児童福祉との一体的な体制のもと、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携し、地域とつなぎ、切れ目のない相談支援を行う。	④ ⑤ ⑧			拡充	健康課 子ども家庭支援センター	・妊産婦及び子育て家庭の相談支援 ・子ども、子育て家庭、妊産婦への支援が、母子保健機能と児童福祉機能が一体的に取り組めるよう、組織の統合および、執務室についても統合する。 ・母子保健機能、児童福祉機能の双方に、統括支援員を補佐する職員を置くことにより、切れ目のない相談支援を行うための連携強化を図る。	
	3	幼・保・小・中学校の交流・連携の推進	保育園や幼稚園等が、小学校や中学校との交流を推進することで、児童が教育環境に無理なく接続ができるよう取り組むほか、発達障害、要保護児童の支援に対する連携の強化と情報の共有化を図る。	④ ⑤				幼児教育・保育課 子ども家庭支援センター 教育指導課	引き続き関係課と連携しながら、幼稚園・保育園と小学校の連携をサポートしていく。 ブロック会議（年1回） 発達支援部会（年1回） 巡回訪問（個別訪問） 外部委員会 スクールアドバイザー会議（年2回） スクールソーシャルワーカー会議（年3回） 保育園や幼稚園等が、小学校や中学校との交流を推進することで、児童が教育環境に無理なく接続ができるよう取り組むほか、発達障害、要保護児童の支援に対する連携の強化と情報の共有化を図る。	
	4	多様な保育ニーズへの対応	保護者の就労形態の多様化等に配慮し、休日保育やベビーシッター制度を利用した保護者への一部助成を検討する。 就労にかかわらず保護者のレスパイト支援の観点から、一時保育、0歳一時保育などの拡充を検討する。	⑤			拡充	幼児教育・保育課	保護者の就労形態の多様化等に配慮した助成制度について調査・研究を行う。 就労にかかわらず子どもを月一定時間預けることができる「こども誰でも通園制度」の実施へ向けた検討を行うとともに、一時保育、0歳一時保育を継続して実施していく。	
	5	子育て短期支援事業（ショートステイ）事業の検討	保護者の疾病や育児疲れなどの理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、養護施設等で一定期間養育・保護を行う。利用可能月齢を見直し、新たな協力事業者を確保する。	⑤				子ども家庭支援センター	子育て支援ショートステイ 令和7年6月より協力事業者を増やし、生後4か月から利用可能となるよう、整備する。	
	6	ホームヘルパー派遣事業の推進	育児や家事などの負担を軽減するため、ホームヘルパー派遣事業を推進する。	⑤				地域共生課	産前産後等で希望される家事支援として調理や掃除等が多いが、活動に協力してくださる協力会員の確保していく。 今年度は市内の子育て支援団体などを招き研修の場を予定。 複合的な課題を抱える家庭も多く、関係機関との連携した支援が必要。	

施策・事業				内容	子ども 条例	若 者 対 象	新 規 拡 充	担当課	令和7年度取組予定(1)事業内容	令和7年度取組予定(2)子ども・若者の権利に関わる取組 特に、子ども・若者の権利の観点からの施策評価を行う事業について、以下の点を記載 ①事業実施にあたり、子ども・若者の意見を取り入れたり反映する予定があるか (どのように意見を聞き、反映するか) ②子ども・若者に事業を知ってもらうために、広報・周知をどのように行う予定か (工夫する点も記載) ③この事業を行うことによる子ども・若者への影響をどのように確認するか。 (実施後アンケートや実施後に意見をもらうなど、手法を記載)
		7	既存の施設を活用した待機児童への対策	2号教育への利用を促進するため、私立幼稚園の一時預かり事業等の支援を検討する。就学前児童数の推移や保育ニーズのバランスを見ながら、既存の施設を有効活用し、老朽化した施設については計画的に改修を検討する。また私立幼稚園から認定こども園への移行や「こども誰でも通園制度」の拡充を検討する。	⑤ ⑥		拡充	幼児教育・保育課	既存の施設を有効活用した待機児童対策として、私立幼稚園から認定こども園への移行や「こども誰でも通園制度」の実施へ向けた検討を行う。	
		8	子どもの医療費の負担軽減及び児童手当の実施	子どもの保健の向上と健やかな育成を図るため、子どもに係る医療費の一部を助成する。児童手当を支給することにより、子育て期の親の経済的負担を軽減する。	⑤ ⑪		拡充	子育て支援課	令和7年10月診療分から義務教育就学児と高校生世代までの保険診療の自己負担額200円を市独自により撤廃し、0歳から18歳まで保険診療に係る自己負担額をなくす。申請者に対して事業の周知を図り、必要な手続きの案内を十分に行うとともに、手当の支給を行う。	
		9	幼稚園等園児保護者の負担軽減補助の実施	幼稚園・幼稚園類似施設・無認可幼児施設に保育料等を納入した保護者に対し、費用負担の軽減を目的とした補助を実施する。	⑤ ⑩			幼児教育・保育課	幼稚園・幼稚園類似施設・無認可幼児施設に保育料等を納入した保護者に対し、費用負担の軽減を目的とした補助を実施する。	
		10	親子で参加できる地域行事の開催	市民まつり、市民文化祭、市民スポーツまつり、児童館事業、地域でのまつりなど、親子で参加できる地域のイベントなどを実施する。	⑤			児童青少年課	「むくのきまつり」や児童館・児童センターにおいて、親子で参加できる地域イベントを実施する。	
								文化振興課	市民まつりにおいて、西東京市民まつり実行委員会と連携して「子どもゾーン」を設置し、子ども達がより楽しめる取組とする。市民文化祭において、西東京市民文化祭実行委員会と連携して日本の文化体験フェスなど子どもも対象として文化芸術に触れる機会を設ける。	
								スポーツ振興課	市民スポーツまつりの実施	
								協働コミュニティ課	自治会・町内会等活性化補助金や地域協力ネットワークへの支援等を通じて、地域のイベントの支援を実施する。	
								社会教育課	・したのや縄文の里秋まつり ・市民まつりや保谷のアイ、郷土資料室での企画展示の付随イベントなど、外部団体との共催も含めて、子どもや親子が参加できる地域イベントを振興させる。	
		11	子どものための次世代教育の推進	児童・生徒が自分自身の身を守り、豊かに生活するために必要な教育（環境教育、情報モラル教育、交通安全教育、国際理解教育等）を行う。	⑪			文化振興課	西東京市多文化共生センター（NIMIC）と共催で①留学生ホームビジット、②日本語スピーチコンテスト、③外国から来た保護者のための小学校入学前説明会、④子ども対象「多言語で楽しく！」を実施する。	
								協働コミュニティ課	消費生活講座など、子どもがお金や消費生活について学べる場を確保する。	
								環境保全課	・電子化している環境副読本「西東京市の環境」を更新する。 ・環境に対する意識向上のため、小学5年生向けの環境カレンダーを作成する。 ・日常行動の変容を目的とした環境家計簿を小学校に依頼し、二酸化炭素削減効果をホームページに掲載する。 ・地球温暖化問題や石神井川の生態について、小学校出前講座を行う。 ・夏休み期間中に実施する講座は、例年通りに実施していく。また、その他親子向け講座も随時実施していく予定である。 ・市内公立保育園を対象とした出前講座は、前期に「打ち水体験」を、後期には「ゼロカーボンシティ等の説明を含めた出前講座」を行う。 ・小学生親子を対象に、山梨県北杜市で、二酸化炭素の吸収源となる森林の整備の重要性などを学習する環境学習親子ツアーを開催する。	
								教育指導課	児童・生徒が自分自身の身を守り、豊かに生活するために必要な教育（環境教育、情報モラル教育、交通安全教育、国際理解教育等）を行う。	
		12	子育て関連施設の環境整備	市立保育園・児童館・学童クラブにおける設備改修及び施設改修について、西東京市公共施設個別施設計画に基づき計画的に行い、利用者が安全に快適に過ごすことができる環境を整備する。	⑤ ⑪ ⑫		新規	幼児教育・保育課	西東京市公共施設個別施設計画に基づき、老朽度合い等も踏まえながら公立保育園の改修を実施していく。	
								児童青少年課	西東京市公共施設個別施設計画に基づき計画的に行い、利用者が安全に快適に過ごすことができる環境を整備する。	

施策・事業			内容	子ども条例	若者対象	新規拡充	担当課	令和7年度取組予定(1)事業内容	令和7年度取組予定(2)子ども・若者の権利に関わる取組 特に、子ども・若者の権利の視点からの施策評価を行う事業について、以下の点を記載 ①事業実施にあたり、子ども・若者の意見を取り入れたり反映する予定があるか (どのように意見を聞き、反映するか) ②子ども・若者に事業を知ってもらうために、広報・周知をどのように行う予定か (工夫する点も記載) ③この事業を行うことによる子ども・若者への影響をどのように確認するか。 (実施後アンケートや実施後に意見をもらうなど、手法を記載)
	13	防犯対策・通学路等の安全確保の実施	災害が発生した際に子どもと子育て家庭への支援体制を整備する。 子ども110番ビーボくんの家の推進や啓発活動を実施する。 児童・生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に着ける指導の継続及び地域支援による児童・生徒の安全確保の取組を行う。 小・中学校の通学路の交通安全施設の整備を充実するとともに、通学時の安全を確保するため、地域や関係部署が連携し、通学路の点検及び危険な場所への対策を継続して行う。	④ ⑥ ⑪			危機管理課	市内小学校におけるあんぜんパワーアップ教室の実施	
							児童青少年課	児童館・学童クラブにおいて防災訓練等を実施するとともに、防犯対策として育成会やPTAと連携して「子ども110番ビーボくんの家」のオリエンテーションを開催し、地域への情報共有を図る。	
							交通課	引き続き市内各小学校、保護者、地域住民等からの報告、要望等を踏まえて、通学路の交通安全対策を行う。	
							道路課	・通学路点検等に伴う交通安全施設等整備事業の実施 住民、保護者からの要望、関係課との調整及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を受け、通学路等の交通安全対策を行う。 ・道路整備計画に基づく交通安全施設等の整備 令和5年度に実施した「小学生アンケート」において交通安全等に関する要望があった箇所のうち令和6年度に実施した内容（整備事例）をホームページ等で周知する。	
							学務課	子どもの通学時の安全を確保するため、引続き通学路点検の実施や交通擁護員等による見守り活動を行っていく。 通学路に面する土地開発等が頻繁に行われているため、関係部署・業者との事前の調整や学校への周知を徹底し、安全確保に努める。	
							教育指導課	災害が発生した際に子どもと子育て家庭への支援体制を整備する。 各小学校はスクールガードリーダーと協議を行い、防犯や学校周辺の交通安全について教員と理解を図る。 児童・生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に着ける指導の継続及び地域支援による児童・生徒の安全確保の取組を行う。	
	14	里親制度（養育家庭）の推進	都と連携し里親制度の啓発活動やホームページ等で情報提供を行う。	⑧			子ども家庭支援センター	都と連携し、10月に啓発のチラシ配布、はなバスに車内広告を掲示、養育家庭（里親）体験発表会を開催予定。 児童相談所が主催する里親・児童相談所・児童養護施設・子ども家庭支援センターの連絡会に参加予定。 ホームページにて里親等に関する情報提供を行う予定。	
	4-1-2 障害のある子どもを育てる家庭の支援								
	1	発達支援の入り口としての相談から、フォローアップまでを行う事業の展開	児童発達支援センターに発達支援コーディネーターおよび相談員を配置し、相談を受け、支援が必要な子どもをフォローする。	④ ⑤			健康課	児童発達支援センターに発達支援コーディネーターおよび相談員を配置し、相談を受け、専門的な知見でアセスメントを行い、支援が必要な子どもをフォローする。	
	2	障害のある子どもに対する幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援の充実	児童発達支援センターで療育（集団・個別）、家族支援を提供する。	⑤			健康課	児童発達支援センターでは、療育（児童発達支援事業・専門療育事業）、家族支援を提供するとともに、地域資源との連携も進める。	
	3	医療的ケア児への支援の充実	医療的ケア児の支援事業所と連携を深めながら相談支援の充実を図る。 医療的ケアを適切に実施するため、人員体制や環境を整備し、集団保育が可能な児童を受け入れていく。公設公営保育園は、保育・医療など様々な機関による医療的ケア児に関する研修のほか、全園研修や外部組織への派遣研修などを検討し、医療的ケア児に関する経験や実績の蓄積を図る。	⑤			障害福祉課	医療的ケア児の支援事業所と連携しながら相談支援の充実を図る。医療的ケアを適切に実施するため、庁内関係部署で連携の強化を図っていく。	
							幼児教育・保育課	研修などを通して医療的ケア児に関する知識の蓄積を図る。 集団保育が可能な医療的ケア児を受け入れるための体制整備を行うとともに、関係機関との連携・情報共有を図っていく。	
							児童青少年課	学童クラブにおいて医療的ケア児の受け入れが必要な場合は、医療的ケアを適切に実施するため、人員体制や環境を整備し、集団保育が可能な児童を受け入れていく。	
	4	障害のある子どもの療育・教育相談・就学相談事業の推進	電話・来所・巡回等、多様な形態での療育や教育に関する相談を推進する。 早期から障害のある子どもの相談を受けるとともに、就学相談を適切にすすめられるよう、児童発達支援センター、幼児施設など関係機関と協力・連携を図る。 就学後も、相談事業の継続と支援の充実を図る。	⑤			障害福祉課	就学後のサービスの説明の機会等を通じて、就学後の相談先等を周知し切れ目ない支援を受けられるよう働きかけを行っていく。	

施策・事業				内容	子ども 条例	若者 対象	新規 拡充	担当課	令和7年度取組予定(1)事業内容	令和7年度取組予定(2)子ども・若者の権利に関わる取組 特に、子ども・若者の権利の観点からの施策評価を行う事業について、以下の点を記載 ①事業実施にあたり、子ども・若者の意見を取り入れたり反映する予定があるか (どのように意見を聞き、反映するか) ②子ども・若者に事業を知ってもらうために、広報・周知をどのように行う予定か (工夫する点も記載) ③この事業を行うことによる子ども・若者への影響をどのように確認するか。 (実施後アンケートや実施後に意見をもらうなど、手法を記載)
	4	障害のある子どもの療育・教育相談・就学相談事業の推進		電話・来所・巡回等、多様な形態での療育や教育に関する相談を推進する。 早期から障害のある子どもの相談を受けるとともに、就学相談を適切にすすめられるよう、児童発達支援センター、幼児施設など関係機関と協力・連携を図る。 就学後も、相談事業の継続と支援の充実を図る。	⑤			健康課	電話・来所・巡回等、多様な形態での療育や教育に関する相談を行う。 児童発達支援センターでは、就学相談説明会、特別支援学級および特別支援教室の説明会、見学会を各学校の協力を得て実施する。 児童青少年課との連携の中で、学童クラブ利用児童に対して、必要に応じて支援を行う。	
								学務課	市内の保育園・小学校・中学校に対して就学相談に関するリーフレットを配布し、相談の周知を行う。 こどもの発達センターにて就学相談説明会を実施し、保護者への直接的な周知をすると共にこどもの発達センターとの連携を図る。 相談件数の増加が見込まれるが、引き続き保護者の気持ちに寄り添い、丁寧な相談に努める。	
								教育支援課	・西東京市教育相談センター事業 ・教育相談（心理相談）にて、子どもの発達に関する相談を受ける。 ・市立保育園に心理アドバイザーを派遣し、保育士等からの相談を受ける。	
	5	障害児保育の充実		支援の必要な児童を保育所などで保育し、集団の中で生活することによる成長を図る。また、保育所などを巡回したり、関係機関と連携することで、子ども一人ひとりの障害や疾病の特性に応じた保育を行う。 公設公営保育園は、児童発達支援センターとの人事交流、全園研修や外部組織への派遣研修を通じて、子どもの発達に関する経験や実績の蓄積を図る。	⑤		拡充	幼児教育・保育課	障害児保育についての理解を深めるための研修を開催する。 各保育園で受入れている障害児について、関係機関と連携を図り、公立保育園は巡回相談を民間事業者に委託し、実施する。	
								児童青少年課	学童クラブの巡回を実施し、関係機関と連携を行う。	
	6	幼稚園における障害のある子どもの受入れの促進		障害のある子どもの受入れを促進するため、幼稚園に対する補助の拡充を検討する。	⑤		拡充	幼児教育・保育課	障害のある子どもの受入れを促進するため、幼稚園に対する補助を拡充する。	
	7	障害のある子どものいる家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進		必要に応じて介護や家事ヘルパーを派遣し、子育て支援をする。	⑤			障害福祉課	個々の利用者、子ども、家族等の状況を勘案し、保護者に障害のある場合、必要に応じて介護や家事援助を行うヘルパーを派遣し、育児支援を行う。	
								子ども家庭支援センター	育児支援訪問事業（随時）	
	8	施設緊急一時保護事業の実施		障害のある就学児童とその家族を対象とした施設緊急一時保護事業を活用することにより、緊急時の支援をする。	⑤			障害福祉課	障害のある6歳以上の児童を対象とした施設緊急一時保護事業を活用し、緊急時の支援を行う。	
	9	障害のある子どもを育てる家庭のレスパイトケア機能の実施		障害のある子どもを育てる保護者の負担の一時的な緩和（レスパイトケア）として、短期入所事業や就学児童の日中一時支援事業を実施する。	⑤			障害福祉課	障害のある子どもを育てる保護者の負担の一時的な緩和（レスパイトケア）として、短期入所事業や就学児童の日中一時支援事業を実施した。	
	10	障害のある子どもがいる世帯への手当		児童育成手当、特別児童扶養手当により障害のある子どもがいる世帯への支援を行う。	⑤			子育て支援課	・申請者に対して事業の周知を図り、必要な手続きの案内を十分に行うとともに、手当の支給を行う。 ・窓口での案内時に現状を聞き取り、手当以外の事業へ積極的に繋げるように心掛ける。 ・受給者に対して所得状況届や障害状況届の提出等の適切な案内を行う。	
	11	障害者、異年齢世代との交流事業の推進		幼少期から障害の有無や年齢に関係なく交流できるインクルージョンの機会を提供する。	⑤ ⑥ ⑦			障害福祉課	障害の有無や年代に関わらず、広く市民と交流する機会を提供するため、障害者週間等に障害者団体等の活動紹介等の機会の提供等のイベントを実施する。パラスポーツ周知や障害理解の促進を図ることを目的としたイベントを実施する。	
								健康課	保育園交流を実施する。 ルビナスまつりへ参加し、世代間交流の機会を持つ。	
								幼児教育・保育課	地域交流事業等を通じて、障害者や異年齢世代と交流できる機会の提供を図る。	
								児童青少年課	児童館においてインクルージョンの機会を提供する。	

施策・事業			内容	子ども 条例	若者 対象	新規 拡充	担当課	令和7年度取組予定(1)事業内容	令和7年度取組予定(2)子ども・若者の権利に関わる取組 特に、子ども・若者の権利の観点からの施策評価を行う事業について、以下の点を記載 ①事業実施にあたり、子ども・若者の意見を取り入れたり反映する予定があるか （どのように意見を聞き、反映するか） ②子ども・若者に事業を知ってもらうために、広報・周知をどのように行う予定か （工夫する点も記載） ③この事業を行うことによる子ども・若者への影響をどのように確認するか。 （実施後アンケートや実施後に意見をもらうなど、手法を記載）
	12	特別支援教育の充実	障害のある児童・生徒の教育的ニーズに応じて、学校が、家庭や地域社会、関係機関と連携し、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸長する多様な教育を展開する。 障害の有無にかかわらず、すべての子どもがともに学ぶことができるよう、インクルーシブ教育の充実を図る。	④ ⑤ ⑥ ⑩		拡充	学務課	令和8年度に小学校3校・中学校1校で新規開設予定の知的障害特別支援学級の開設準備を開始し、小中学校・部署と連携を進めていく。 特別支援へのニーズが高まっている中で、就学支援委員会審議件数は近年増加傾向にある。業務の効率化や、就学支援委員会のスムーズな進行に努めながら、ひとりひとりの適切な支援の場を検討していく。	
							教育指導課	・就学支援シートを活用し、就学前機関から小学校へ情報をスムーズに引き継ぐ。 ・教育支援システムによる個別的教育支援計画や個別指導計画の作成・活用について学校へ周知する。	
	13	障害のある子どもの放課後等の居場所の充実	障害のある子どもたちが、放課後や休日に充実した時間が持てるよう、放課後活動の常設場所の確保を検討する。 学齢児対象としては、児童館での放課後活動を推進する。	⑤ ⑫			障害福祉課	障害のある子どもたちが、放課後や休日に充実した時間が持てるよう、放課後等デイサービス事業の充実を図るため、事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を行う。	
							児童青少年課	ノーマライゼーションの理念に基づき、健常児同様に障害児も受入れを児童館及び学童クラブで実施する。	
	14	市外にある特別支援学校への通学者に対する取組みの充実	市外にある特別支援学校通学者やその保護者に、地域情報提供の充実と地域との結びつきを強める取組の充実を図る。	⑤			障害福祉課	市外の特別支援学校高等部に通う3年生及びその保護者に対し、個別に卒業後の福祉サービスについての説明・相談を実施する。	
	15	保育所等訪問支援事業の実施	保育園等、子どもが集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行う。	⑥		新規	健康課	「保育所等訪問支援員」を配置し、幼稚線・保育園に通う子供について、集団生活適応に係る専門的な支援を必要とする場合に、園を訪問し、支援を行う。	
	4-1-3 多様な文化的背景を持つ子どもと子育て家庭の支援								
	1	日本語適応指導の充実	日本語が話せないために学習活動に適応することが困難な児童・生徒を対象に、初期の日本語指導を行う日本語適応指導を実施する。初期指導終了後も、子ども日本語教室と連携して継続的に支援する。	⑩			教育指導課	・日本語適応指導員連絡会や研修会を実施し、効果的な日本語適応指導について検討していく。 ・増加傾向にある西東京市在住の外国人児童等へ安定した支援を行える体制を構築するために、学校と連携していく。	
	2	外国語による情報提供の充実	既存のパンフレット・冊子・アプリ等について、外国語による情報提供を行う。 伝達に動画を用いて説明するなど、意思疎通の方法について検討する。	⑤		拡充	健康課	・翻訳アプリを活用した面談等の実施	
							幼児教育・保育課	既存のパンフレット・冊子・アプリ等について、外国語による情報提供を検討する。 伝達に動画を用いて説明するなど、意思疎通の方法について検討する。	
							文化振興課	やさしい日本語及び英語・中国語・韓国語に翻訳した生活便利帳を市HPに掲載する。QRコードを活用するなど、より広く情報を届ける。 市報から必要な情報を抜粋し、やさしい日本語及び英語・中国語・韓国語に翻訳した「くらしの情報」を毎月1回市HPに掲載する。	
							ごみ減量推進課	「ごみ・資源物の出し方（外国語版チラシ）」の周知を継続し、活用してもらえるように努める。	
							学務課	「就学願」の記入例について、引き続き英語訳を付けたものを積極的に利用し、保護者への丁寧かつ正確な理解に努める。	
	3	外国語の翻訳サービス機能の充実	市ホームページの翻訳機能を継続して行う。 保育・教育機関などから配布される資料や書類を外国語に翻訳するサービスを行う。	⑤			秘書広報課	ホームページの外国語翻訳機能について、利用しやすいよう配慮する。	
							文化振興課	市報から必要な情報を抜粋し、やさしい日本語及び英語・中国語・韓国語に翻訳した「くらしの情報」を毎月1回市HPに掲載する。	
	4	外国人の子育て家庭における社会参加の促進	外国人の日常生活等に関するボランティアネットワークの充実、地域交流の促進などを行う。	⑤		拡充	文化振興課	やさしい日本語及び英語・中国語・韓国語に翻訳した生活便利帳を市HPに掲載する。QRコードを活用するなど、より広く情報を届ける。 市報から必要な情報を抜粋し、やさしい日本語及び英語・中国語・韓国語に翻訳した「くらしの情報」を毎月1回市HPに掲載する。	

施策・事業			内容	子ども 条例	若者 対象	新規 拡充	担当課	令和7年度取組予定(1)事業内容	令和7年度取組予定(2)子ども・若者の権利に関わる取組 特に、子ども・若者の権利の観点からの施策評価を行う事業について、以下の点を記載 ①事業実施にあたり、子ども・若者の意見を取り入れたり反映する予定があるか （どのように意見を聞き、反映するか） ②子ども・若者に事業を知ってもらうために、広報・周知をどのように行う予定か （工夫する点も記載） ③この事業を行うことによる子ども・若者への影響をどのように確認するか。 （実施後アンケートや実施後に意見をもらうなど、手法を記載）
	5	外国語本の整備の継続	外国語の絵本など、外国語の本の整備・提供を充実する。	⑤			図書館	・外国語の絵本等を必要に応じて購入をすすめる。	
4－1－4 ひとり親家庭の支援									
	1	母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進	母子・父子家庭の生活の自立と安定のために自立支援プログラム策定事業を推進する。	⑤⑩			子育て支援課	対象者に対して市報・HP等事業の周知を図り、ひとり親家庭の母及び父を対象に就業支援を行うとともに、ひとり親関係の届出や相談の際にも困っていることや相談がないか丁寧に対応を行う。	
	2	ひとり親家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進	育児や家事などの負担を軽減するため、ホームヘルパー派遣事業を推進する。	⑤⑩			地域共生課 子育て支援課	依頼があれば状況に応じて家事援助やファミリー・サポート・センター事業につなぎ、支援を実施する。必要に応じて関係機関と連携する。 ・ひとり親家庭に対してサービスの周知を行い、申請者に対して利用方法等を丁寧に案内する。 ・子ども家庭庁より「ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱」の改正通知が来ているため、都の要綱改正がなされたら速やかに要綱改正に取り組み、市民に周知する。	
	3	母子・父子家庭自立支援給付金支給事業の推進	母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業と母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業を実施する	⑤⑩			子育て支援課	自立支援教育訓練給付金については、資格要件の所得制限がなくなり就労支援とセットになったことから、より支援のスキルをあげ、適切な利用となるようにしていきたい。高等職業訓練促進給付金についても同様に適切な利用を勧めたい。	
	4	母子保護の実施	母子家庭の生活自立のための支援を実施する。	⑤⑩			子育て支援課	・事前の説明を丁寧にする。 ・適切な制度の利用について事例に即してブラッシュアップしていく。	
	5	ひとり親家庭等医療費助成事業及び児童扶養手当・児童育成手当・児童育成手当の実施	ひとり親家庭などの親や子どもが通院又は入院による治療を受けた場合、費用の一部を助成する。 児童扶養手当、児童育成手当を実施する。	⑤⑩			子育て支援課	ひとり親医療は毎年1月1日の年度更新により、世帯の課税状況の有無によって、対象児童が自己負担の無いまたは、少ない子供の医療費の助成対象に切り替えることができるので、対象となる世帯には、申請漏れなど無いように周知を徹底する。手当対象者に対して事業の周知を図り、必要な手続きの案内を十分に行い、手当の支給を実施する。また、窓口での案内時に現状を聞き取り、手当以外の事業へ積極的に繋げるよう心掛ける。	
	6	母子・父子福祉資金貸付事業の充実	ひとり親家庭へ福祉資金の貸付を実施する。	⑤⑩			子育て支援課	・借りのものである意識、返せる人が利用できる制度であることを伝え、特にお子さんのための貸付では将来の自立に結びつく大事なものであることを伝えながら、制度の紹介をしていく。 ・滞納者に対しては、連絡頻度をあげることと、借受人・連帯借受人・連帯保証人の3者すべてに対してアプローチをかけることで償還へつなげていく。	
	7	養育費確保支援事業	子どもが経済的・社会的に自立するまでの生活や教育に必要な養育費の継続的な履行確保を図るため、養育費の取り決めに関する費用の一部を補助する。	⑤⑩		新規	子育て支援課	子どもが経済的・社会的に自立するまでの生活や教育に必要な養育費の継続的な履行確保を図るため、養育費の取り決めに関する費用の一部を補助する。制度の周知に努める。	
4－2 保健・医療									
	1	妊娠期から子育て期にわたる総合的相談・支援の実施	親に対して子どもの成長に応じた相談・支援のサービスを提供する。 虐待などの要保護児童の早期発見や適切な保護を行うために、関係機関との連携や情報共有を強化し、虐待防止に関する取組を充実する。	④⑤⑪		拡充	健康課 幼児教育・保育課	妊娠期から未就学期における丁寧なフォロー実施と、適切な時期におけるサービスの活用。 地域子育て支援センターを中心に子どもの成長に応じた支援・助言を行うとともに、虐待などの早期発見や適切な保護のため、関係機関との情報共有に努める。	
	1	妊娠期から子育て期にわたる総合的相談・支援の実施	親に対して子どもの成長に応じた相談・支援のサービスを提供する。 虐待などの要保護児童の早期発見や適切な保護を行うために、関係機関との連携や情報共有を強化し、虐待防止に関する取組を充実する。	④⑤⑪		拡充	子ども家庭支援センター	・子ども家庭センターのリーフレット配布 ・西東京市子ども虐待防止のための連携・対応マニュアル配布 ・月1回児相との会議、医師や児童福祉司によるスーパーバイズの実施	
	2	母子保健と保育の連携強化	乳幼児家庭全戸訪問指導や乳幼児健診などの子ども家庭センター事業と関係機関との連携を強化する。要保護児童や家庭に対し、切れ目のない支援を実施する。	④⑤⑧⑪		拡充	健康課 幼児教育・保育課 子ども家庭支援センター	地域子育て支援センターとの情報共有等による連携の実施 要保護児童や家庭に対して切れ目のない支援が実施できるよう、子ども家庭センターを含めた関係機関との連携の強化を図る。 合同ケース会議の実施 発達支援部会：小学校に進学する児童について共有する。 個別ケース検討会議にて要保護児童または要支援児童の情報を共有を行う。	

施策・事業			内容	子ども条例	若者対象	新規拡充	担当課	令和7年度取組予定(1)事業内容	令和7年度取組予定(2)子ども・若者の権利に関わる取組 特に、子ども・若者の権利の視点からの施策評価を行う事業について、以下の点を記載 ①事業実施にあたり、子ども・若者の意見を取り入れたり反映する予定があるか (どのように意見を聞き、反映するか) ②子ども・若者に事業を知ってもらうために、広報・周知をどのように行う予定か (工夫する点も記載) ③この事業を行うことによる子ども・若者への影響をどのように確認するか。 (実施後アンケートや実施後に意見をもらうなど、手法を記載)
	3	訪問型相談の充実	乳幼児家庭全戸訪問指導や、健診未受診者等の訪問型相談を実施する。 産後うつ・虐待などの未然防止、早期発見、解決と、子どもの成長発達の促進を図る。	④ ⑤ ⑧ ⑪			健康課	・乳幼児家庭全戸訪問事業 ・子育て世帯訪問支援事業	
							子ども家庭支援センター	・三歳児健診未受診者対応 ・乳幼児健診未受診者、不就学児等対応	
		4	母子健康手帳交付及び乳幼児健診の活用による母子保健の推進	⑤ ⑪			健康課	母子健康手帳交付時の「たまご面接」の実施や、乳幼児健診及び各種相談会において、健康相談や情報提供を実施する。	
		5	予防接種についての普及啓発の充実	⑤ ⑪			健康課	・適時の個別勧奨 ・市報、ホームページ、子育てアプリ「いこいこ」、市公式SNSを活用して普及啓発を行う。	
		6	かかりつけ医・かかりつけ歯科医の推進	⑪			健康課	かかりつけ医、かかりつけ歯科医を持つことへの普及啓発	
		7	小児医療体制の充実	⑪			健康課	小児救急医療体制充実のために、協議会において連携をはかる。	
	4-3 災害への対応を想定した環境づくり								
	1	子ども自身が災害対応能力を高めるための教育の推進	災害時に子ども自身が自分を守り、避難することができるよう防災訓練等を通して、防災教育を行い、対応能力の向上を図る。 「安全教育プログラム」を活用し安全教育を行う。				幼児教育・保育課	継続して防災教育を行い、対応能力の向上を図る。	
							児童青少年課	色々な災害を想定した防災訓練を実施する。	
							教育指導課	災害時に子ども自身が自分を守り、避難することができるよう防災訓練等を通して、防災教育を行い、対応能力の向上を図る。 「安全教育プログラム」を活用し安全教育を行う。	
		2	子どもを守るための家庭と地域と市との連携の強化				危機管理課	防災イベントの実施、地域や関係機関との訓練実施、防災に関する講座を開催による防災式の啓発、子育て家庭に配慮した福祉避難所の運営体制の整備等	
							幼児教育・保育課	引き続き訓練等を通じて地域との連携を図っていく。 子育て家庭に配慮した福祉避難所の運営体制の整備について、関係課と連携を図る。	
							児童青少年課	防災訓練等を実施すると共に、防犯対策として育成会やPTAと連携してピーボくんの家の普及に努める。	
	3	乳幼児に特有の生活必需品の備蓄の確保	保育園に備蓄している物資の入れ替え及び定期点検を行う。 災害時のための食料や医療品の備蓄を、市が備えるとともに、家庭や地域での備蓄の推進を啓発します。また、家庭における家具の転倒を防止する対策を啓発するなど、減災に努める。	⑤			危機管理課	保育園に備蓄している物資の入れ替え及び定期点検 家庭や地域での備蓄の推進啓発 全世帯への携帯トイレ配布 等	
							幼児教育・保育課	関係課と連携し、備蓄品の必要量の確保、適切な管理を行う。	